

平成16年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成16年6月11日（金曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（21名）

議長	中西	勇夫	君
副議長	吉田	栄	君
1番	吉岡	文子	君
2番	広島	雄偉	君
3番	五十嵐	聡	君
4番	白木	優志	君
5番	小関	勝教	君
6番	福庄	計夫	君
7番	土井	敏興	君
8番	谷内	八重子	君
9番	長谷川	吉春	君
10番	米田	良克	君
11番	古関	充康	君
13番	谷村	孝一	君
14番	川本	政芳	君
15番	内馬場	克康	君
16番	本郷	幸治	君
18番	紫藤	政則	君
19番	荘司	光雄	君
20番	林	国夫	君
22番	長岡	正勝	君

◎欠席議員（1名）

12番 矢部正義君

◎出席説明員

市長	井坂	紘一郎	君
助役	田渕	明信	君
収入役	伊藤	順一	君
総務部長	板東	知文	君
市民部長	三谷	純一	君
保健福祉部長兼福祉事務所長			

	安田	昌彰	君
経済部長	天野	修二	君
建設部長	酒巻	進	君
水道部長	加藤	誠	君
市立美唄病院事務局長			

	堀川	泰雄	君
消防長	佐藤	賢治	君
総務部総務課長	奥山	隆司	君
総務部総務課総務係長	阿部	良雄	君

教育委員会委員長	藤井	忠一	君
教育委員会教育長	村上	忠雄	君
教育委員会教育部長	吉田	譲	君

選挙管理委員会委員長

	熊野	宗男	君
選挙管理委員会事務局長			
	稲村	秀樹	君

農業委員会会長	西舘	隆志	君
農業委員会事務局長	秋場	勝義	君

監査委員	佐藤	昭雄	君
監査事務局長	遠藤	等	君

◎事務局職員出席者

事務局長 谷津敬一君
次長 和田友子君
総務係長 濱砂邦昭君

午前10時00分 開議

●議長中西勇夫君 これより本日の会議を開きます。

●議長中西勇夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

15番 内馬場克康君

16番 本郷幸治君

を指名いたします。

●議長中西勇夫君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

1番吉岡文子君。

●1番吉岡文子君（登壇） 2004年第2回定例会に当たり、さきに通告のとおり大綱4点について市長に質問いたします。

大綱の1点目は、男女雇用機会均等法についてです。男女雇用機会均等法施行後の市内企業の変化はありましたでしょうか。行政としてとらえている点がありましたら教えてください。

次に、美唄市の中でも一番多くの人員を抱えている美唄市役所内のことをお聞きします。まず、市役所内の昇給、昇格の基準とかシステムなどについて教えてください。

市役所内の部別の係長職以上の男女比を教えてください。

大綱の2点目は、中心市街地活性化と魅力ある商店街づくりについてお聞きします。昭

和50年に策定された「中核市街地再開発計画」の持つまちづくりの基本について教えてください。

次に、そのまちづくりによって形成された商店街の特徴は、どのようなものだったのでしょうか教えてください。

計画が決定してから20年以上たっていますが、開発後の見直しや変更などがありましたか。

いま市民の中でも話題になっていますが、市民生協があな場所から移転するということですが、その後のすずらん通り商店街の対策について、何か予定していることがありますでしょうか。

買い物と言え、今日欠かせないものが駐車場です。生協の移転にも駐車場問題が少なからず影響を与えていることが考えられます。特にここでは、中央駐車場についてお聞きします。以前でしたら、この駐車場は買い物をするために利用する人は無料、しかし買い物以外で利用の場合は有料でした。本市においては、近年中央駐車場を終日無料にしました。無料となると、少し利用状況が変わってきました。本来なら、商店は午前10時からの開店ですが、もうその時間に中央駐車場を利用するのが困難なくらい駐車している車が多いのです。市民の中からも変だとの声が上がっていますが、行政としては調査はしていますか。中央駐車場の現状をどのようにとらえているでしょうか教えてください。

また、最近商店主の方から悲鳴にも似た胸の内を聞かされました。固定資産税の負担が大きくて大変だとのことでした。

そこで、お聞きします。固定資産税の評価

額について、すずらん通り商店街、旭通商店会、旭友ストア、旭友北に開発中の大型店付近の４カ所の数字を教えてください。

大綱３点目は、交流拠点施設のパークゴルフ場についてお聞きします。昨年１２月オープンの温泉施設は評判もよく、多くの皆さんに親しんでいただいていると聞いています。大変喜ばしいことだと思います。今後は、道内に多くのプレー人口を有する人気スポーツのパークゴルフ場がオープンすること、ますます多くの皆さんに美唄のよさをアピールできる格好の機会だと思います。

そこで、お聞きいたします。まず、パークゴルフ場の工事の進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

また、オープンの予定と管理運営の形態についてはどのようになっているのでしょうか。

パークゴルフ場は、芝の状態がコースのよしあしを決定すると言われていたくらい、芝の管理に気を使うと聞いています。維持管理の予算の概要は、どのようなものでしょうか教えてください。

大綱の４点目は、公園の管理運営についてお聞きします。ことしの春に公園の遊具で指を切断するというショッキングな事故が何件も続けて報道されました。このような事故の後、行政として公園の遊具の安全点検にどのような対策をとったのでしょうか。

次に、公園の管理についてお聞きします。昨年の６月議会でお聞きしたところでは、公園の管理には主なものとして花の植栽や花壇の草取り、草刈りや樹木の剪定、樹木等の冬囲い及び撤去、トイレ等施設の清掃、遊具の点検及び修繕があると聞いています。

そこで、中央公園、我路ファミリー公園、東明公園の３カ所について、雪解けから今日までどのような管理をされているのか教えてください。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えします。

初めに、男女雇用機会均等法について、市内企業の変化についてでございますが、平成１１年４月１日の改正法施行後、市内企業の求人においてはハローワーク等の指導のもと、男女を差別しない求人を実施をしているほか、女性が夜間勤務できるようにした企業があるなど、雇用形態に変化が見られるところでございます。

なお、市内企業の女性管理職につきましては、管理職の定義づけなどが難しい点もあり、把握をしていない状況でございます。

次に、職員の昇給、昇格についてでございますが、市の給与条例及び職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則により定めております。一般職で申し上げますと、１級から２級に昇格する場合は昇任試験によりますが、その後４級までは一定の経験年数と在級年数で昇格することとなっております。また、このほか主任職以上については、職務に対する知識や経験、管理能力など、総合的に判断し、昇格をさせているところでございます。

次に、管理職の比率についてでございますが、平成１６年４月現在の病院医療職及び消防職を除く係長以上の女性職員の割合は、

総務部、１９名のうち１名で５．７％、

市民部、１７名のうち３名で１７．６％、

保健福祉部、２４名のうち１０名で４１．７

％、

水道部、11名のうち1名で9.1％、
病院事務局、5名のうち1名で20％、
議会事務局、3名のうち1名で33.3％、
経済部、建設部、その他委員会は、現在女性
の係長及び管理職はおりません。

なお、全体では141名のうち17名で12.1％でございます。

次に、商店街づくりについて、昭和50年に策定の「中核市街地再開発計画」についてでございますが、この計画は国道12号線に並行して発展をしてきた商店街の流れを東西につなげることにより市街地の厚みを増し、都市機能を高めるための重要な計画として位置づけ、策定されたものでございます。

計画では、すずらん通りを中心とする市街地をまちの顔、そして市民の憩いの場として安全で便利な美しいまち並みをつくることを目的としたものでございます。

商店街の特徴といたしましては、核となる共同店舗や大型店を立地し、個々の商店については2階建て以上とし、通りに面した店舗正面には「ひさし」を設けるなど、統一性のある商店街としております。

次に、商店街再開発後の見直しと変更等についてでございますが、見直しや変更等を行っていないところであり、アーケードや車両通行の時間制限など、実施に至らなかったものもありますが、商店街づくりとしては地元事業者による協同組合コア美唄の建設など、おおむね計画に沿った整備が図られ、現在に至っているところでございます。

次に、生協の移転についてでございますが、現在すずらん通りから東3条北5丁目へ移転

する準備を進めており、本年末をめどに移転先での営業を開始する予定と伺っております。移転までは現在の店舗で営業し、移転後のすずらん通りの店舗については、土地、建物全体の売買、または貸し付けを考えていると伺っております。

今後、生協の意向を見きわめながら、空き店舗とならないよう、生協をはじめ、商工会議所やすずらん通り商店街の皆さんなどと協議をしてまいりたいと考えております。

次に、中央駐車場の現状と対策についてでございますが、昨年6月に利用状況を調査したところ、長時間駐車している車両が多く、ほぼ満車の状況になっております。このことから、利用が長時間にならないよう、周辺事業所へ協力依頼を行ったほか、市の広報により市民の皆さんにも周知を図ったところでございます。しかし、通勤等による長時間駐車が多いことから、市民の皆さんの利便性を高め、広く利用していただくため、商工会議所などと改めて協議をし、周辺事業所に対し協力依頼を行ってまいりたいと考えております。

次に、公園の管理についてでございますが、遊具の安全点検についてであります。例年開園前と利用期間中に定期的に点検をいたしておりますが、本年度は特に回転する遊具等を重点に点検を行い、安全を確認させていただいたところでございます。今後におきましても、定期的に巡回し遊具の安全確保に努めることといたしております。

次に、公園施設の管理についてでございますが、中央公園、我路ファミリー公園、東明公園につきましては、公園ごとに違いはございますが、主なものとしては公園内やトイレ

の清掃、草刈り、花の植栽、樹木の剪定及び冬囲い等を行っております。草刈りについては、5月下旬から順次行っているところでございます。

なお、商店街等の固定資産税の評価については市民部長から、交流拠点施設のパークゴルフ場については経済部長からそれぞれ答弁をさせます。

●議長中西勇夫君 市民部長。

●市民部長三谷純一君 固定資産税の評価につきましては、私からご答弁させていただきます。

固定資産税の評価についてでございますが、宅地の評価方法につきましては、不動産鑑定士による標準地の価格をもとに利便性等を勘案して路線価を決定し、1筆ごとの宅地の評価を行っております。

ご質問の地区を路線価で申し上げます。

すずらん通りでは、1平方メートル当たり3万6,500円から4万0,500円までとなっております。

旭通りにつきましては、りょーゆーの入り口付近から東3条通までが2万0,700円で、東に行くに従い低くなっております。

旭友ストアー地区につきましては、道道美唄富良野線側が1万2,700円、翠明通側は1万0,900円となっております。

また、旭友北側に建設中の大型店敷地につきましては、宅地として評価することとなり、路線価は道道美唄富良野線側が1万2,700円、翠明通側は1万0,700円となっております。

●議長中西勇夫君 経済部長。

●経済部長天野修二君 交流拠点施設のパー

クゴルフ場につきましては、私から答弁させていただきます。

初めに、工事の進捗状況についてでございますが、パークゴルフ場整備は1期工事として平成14年6月4日から平成14年12月10日まで、2期工事として平成15年6月4日から平成15年12月11日に工事を完了しております。

なお、芝生の状況につきましては、生育状況を専門家に見ていただいたところ、オープンするには芝生の根の張りや密度が十分なものとなっていない状況にあると考えております。

次に、オープン予定についてでございますが、パークゴルフ場は当初8月のオープンに向け整備をしてまいりましたが、芝生の生育状況を専門家に見ていただきましたところ、芝生の根の張りや密度が十分ではなく、また芝の成長はこれからの天候にも大きく左右されることから、現時点で供用開始の時期を見通すことは危険であるという指摘がございまして、供用開始の時期は今後芝の状況を見定め、慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、管理運営につきましては、当面は市の直営で管理運営することとし、市民の健康づくりとスポーツ・レクリエーションを通じた世代間、地域間の交流が深まるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、維持管理の予算概要についてでございますが、平成16年度当初予算におきまして、パークゴルフ場管理事業としましては、49万3,000円を計上してございます。内訳といたしましては、受付に係る人件費のほか、

コース管理に係る消耗品、水道料、委託料などとなっております。

●議長中西勇夫君 1 番吉岡文子君。

●1 番吉岡文子君 自席から再質問させていただきます。

まず、1 点目の男女雇用機会均等法に伴う本市の状況ですが、その際について伺いました職員の昇給、昇格についてですけれども、主任職以上については、職務経験や知識、管理能力、総合的に判断しているとおっしゃいましたが、どうもはっきりと理解ができかねます。どなたがどのような客観的な視点を持って判断しているのか、いまの答弁からはちょっとわかりかねます。

市町村は、近年における社会の複雑化、多様化に対応し、地域住民のニーズに応じた行政サービスを提供するためには、民間企業と同様の経営戦略的発想が必要不可欠になっています。これがためには、その担い手となる人材の育成、確保を図る適切な人事管理が要求され、いわゆる従来の年功序列型から能力主義型へ転換する配慮が必要になっています。とにかく人事管理には人情が入りやすく、世にいう派閥人事、〇〇学校、ごますり人事の弊害が指摘されています。これは、庁内の空気を停滞させ、長期的には非能力者によって仕事の能率を低下させ、当該団体の受ける損失ははかり知れないものがあります。これからは、人情人事を廃止し、公正に個々の職員の適正、素質、能力に着目し、これを活用し、育てる、きめ細かな配慮が必要です。

それぞれの部署の担当する仕事を的確にこなしていくためには、どのような資質と能力が必要であるか、このような要件を備えてい

る人材がいるのかいないのか、人事担当者は私情を捨てて公正な目で仕事中心の人事に徹し、転換する必要があります。地方団体の人事管理に民間の発想を導入しようとする場合、第一に昔から言われてきた官僚主義、役人風という体質を一掃する必要があります。古くから自分らは偉い人だと自認して国民に挑み、このことがすべて仕事の能率化、効率化を阻害しています。偉いのは人ではなく、法律であり、条例であって、これを執行する当人たちには何の関係もないことだと自覚しなければなりません。いたずらに旧来からの因習、先例を持ち出して、年功序列型のぬるま湯に浸り、これが当然のことだとする慣習、意識、職場の空気が強く、いわゆる休まず、おくれず、働かずの 3 ず主義だと国民から批判され、きょうやらなくても、あすはあるという消極的な姿勢を思い切って断ち切ることから始めなければなりません。いわゆる公務員は、国民、住民のための公僕、奉仕者であって、みずから小使役を買って出たという自覚、倫理の確立が最も重要な課題です。

したがって、職員も管理者もどのようなポストにつくかということよりも、彼はどのような役割り、能力が発揮できるかどうか、適材適所主義に徹し、常に職員のやる気を起こさせる環境づくり、競争意識の盛り上がりを期待したいものです。この立場が住民に奉仕する職員のあるべき姿と存じます。この点での取り組みも含めてお聞きいたします。

市役所内の一般職の係長及び課長職の割合 12.1% についてですが、私としては比率として低いと率直に思います。だからといって、ここで数字を上げて、ここまでに引き上げな

ければいけないというのは、逆に雇用の機会均等ということから見ればおかしいことになりますので、それは控えたいと思いますが、この12.1%という数字を踏まえて、今後の女性職員の管理職登用について、市長としてどのようにお考えでしょうかお聞かせください。

総合展開の店舗の転出は周辺の商店街の活性化と経営に大きな影響を与えると考えられます。近隣でも三笠市、岩見沢市に相次いで大型店の出店が予定されていると聞いています。栗山町では、相次ぐ大型店の出店に農協の店舗が閉店することになり、駅前商店街はがたがたになり、町民は不安を抱えているとのこと。当市でも相次ぐ大型店の出店に閉店するお店が続くということになったら、自転車を使えない高齢者がリュックを背負い、バスやタクシーで買い物に出かけざるを得ない事態が起きてしまうことになります。仮定の話ですが、そうなればそれは商店街だけではなく、まち全体を荒廃させることになります。商店街を形成する商店の経営を守るためにも、有効な具体的対策が必要と考えます。

私は、ここで3つの提案をしたいと思います。

第1点目は、我が党の山本清作前議員も何度か提案してきたことですが、すずらん通りの片側駐車のことです。いまは、この通りは駐車禁止となっていますが、実態を見れば市民の要求は明らかです。パトカーの取り締まりと違法駐車の手続きの繰り返しです。お店と車がすぐにつながっているというのがいまの買い物客の主流です。関係各機関と協議してみたいかがでしょうか。

2点目は、中央駐車場についてです。いまお聞きしましたが、実効ある対策をとっているとは思えません。買い物のために利用しようと思っても、できないとなれば消費者の足は遠のくばかりです。周辺企業にも協力をお願いして、周辺企業で働く方が利用される場合は、月決め有料駐車場としてはいかがなものでしょうか。

3点目は、固定資産税の件です。先ほどの評価の数字を伺いまして驚いたのは、私だけではなかったはず。高い固定資産税を負担しつつ、中心街で商店を営んでいる地元業者の方々には、本当に大変なことだと思います。地元業者の方に自分だけの力で頑張ってもらいたいのも限界が見えています。

そこで、この高い固定資産税を減免することはできないものなのでしょうか。大型店出店に伴う地元業者への影響を考えて、時限つきでもいいと思うのですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

次に、パークゴルフ場について伺います。直営ということですが、何人の雇用を予定していますか。また、雇用の形態はどのようなものになりますか。

続いて、芝のコースの保全や修理については、どのようにするつもりでしょうか。

「ゆ〜りん館」の温泉施設のセット料金や大会などの際の特別の料金設定はするのでしょうか。

続いて、公園について伺います。今回質問するに当たり、私も公園を見てきました。我路ファミリー公園では、橋の向こうのキャンプ場も見てきましたが、山の中の施設で管理が大変だと思いますが、トイレの管理、水道

の管理、水場の管理、とてもきれいにされていて感心しました。関係者の方々のご苦勞に深く感謝したいと思います。

ところで、箱ブランコを撤去した後の鉄骨はどうする予定でしょうか。そのまま置いておくというのは、管理上好ましくないのではないのでしょうか。管理責任が問われるような事態が起きないとも限らない今日なので、早々に撤去すべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

また、花園公園にはブランコの下の削り取られた地面にマットのようなものを置いて、水がたまらないようにしてあります。あれは、とてもよいと思うのですが、こういった経緯で設置されたのか。ほかの公園にも設置する予定はあるのでしょうか、お聞きいたします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君 吉岡議員の再質問にお答えいたします。

初めに、職員の昇格についてでございますけれども、ただいま議員ご指摘のとおり、市役所の職員というのは市民の福祉の向上に最善の努力をはらう、そして当然公務員としての倫理を守る等々で、現在も昇格に当たりましては人事評価等を行い、多くから誤解を招かないような形で十分にやっていると思っておりますけれども、これからやはりいろんな形で小さな市役所を目指す。そうしますと、当然少数精鋭主義、それから当然一層の適材適所等々の問題がありますので、これからも客観的な材料というものを十分頭に置いて、昇格等について検討していきたいというふうに思っているところでございます。

次に、女性職員の管理職の登用についてで

ございますけれども、女性が持つ視点であるとか、あるいは感覚を行政の各分野にいかすことは、市民サービス向上の面からも大きな要素でありまして、これまでも女性職員個々の能力を生かしていただくために、主任職や、あるいは管理監督職員として配置を行ってきているところでございます。

今後におきましても、職員の能力と適性に応じた職員配置を行う中で、管理監督者の登用について考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、中央駐車場等の利用についてでございますけれども、市の駐車場につきましては、市民の皆さんの利便性を促進し、より多くの皆さんに利用していただくために、平成15年4月から中央駐車場及び西2条駐車場を無料化とさせていただいたところでございます。このことから、ただいま議員ご指摘の中央駐車場の月決め有料化ということにつきましては、考えていないところでございます。

次に、すずらん通りの関係でございますけれども、片側駐車につきましては、これまで警察署等と協議をしてまいりましたが、道路幅員が狭いということ、また交通安全の確保や緊急車両の通行に支障となることなどから、認められない状況となっております。

次に、商店街の固定資産税の減免についてでございますけれども、固定資産税は所有している資産価値に対し賦課することとしており、税負担の公平の観点から、税の減免については考えていないところでございます。

次に、パークゴルフ場の職員体制などについてでございますけれども、パークゴルフ場には交流推進課職員と臨時職員2名体制で受

付とコース管理等を行い、専門的知識を要する芝の管理につきましては、グリーンキーパー等のいる専門業者に管理を委託し、適切な芝生の管理に努めてまいる考えであります。

なお、使用料金につきましては、幅広い交流や管理運営などを参考にしながら、料金の設定をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

最後に、公園遊具の撤去についてでございますが、点検等によりまして安全が確保できない遊具や他市町村において事故が発生した危険な遊具については、撤去することといたしております。このことから、箱ブランコにつきましては、平成13年度に撤去をいたしたところでございます。

なお、箱ブランコ撤去後の支柱につきましては、ぶら下がり遊具として利用しており、特に中央公園については幼児用ブランコなどに今後活用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、花園公園のブランコのゴムマットにつきましては、平成10年度の公園再整備により設置をしたところでございまして、あけぼの公園や東雲公園にも設置をしているところでございます。ほかの施設につきましては、順次設置をしてまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

8 番谷内八重子君。

●8 番谷内八重子君（登壇） 平成16年第2回市議会定例会に当たり、さきに通告してあります大綱2点について市長に質問します。

大綱1点目の行政サービスについて、1つは、庁内窓口サービスの向上についてお伺いします。多様化する市民ニーズは、あらゆる

分野にわたって高まっていることから、それらに的確に対応する質の高い行政サービスの提供が求められています。本市では、転入の場合、住民票を1階の市民課で届け出をし、子供さんがいる方では保育所や児童扶養手当の手続きですと子育て支援センター内にある児童家庭課へ行きます。住宅に関しては、2階の建築住宅課住宅係へ行って手続きをします。職員は1カ所に座り、お客様である市民は各課をあちこちと回る光景が見受けられますが、こうして行った先々の窓口で説明を受けて、必要な書類に記入し、あるいは書類をいただいて後日提出ということもあり、何度も役所に足を運んでいる方もいます。高齢の方については、手続きにおいてわからないことも多いと思います。

本市において、どのぐらい年間転入者や世帯の移動があるのか調べてみました。平成15年4月から16年3月までの1年間に、転入者数は1,179人でした。転入世帯については、市民課の窓口でお聞きしましたところでは、年間で728世帯、昨年が一番多い月は4月で351世帯、一番少ない月は12月の16世帯でした。

そこで、転入者や高齢者に優しい「ワンストップサービス」を導入し、実施している他市の実例を紹介しますと、岩手県宮古市では市のコンピュータの導入に合わせ、独自のシステムを1年半の歳月をかけて開発し、1999年1月から各課ごとに必要だった申請書も1枚に統一し、複数の手続きを行っても申請書の最後に1回だけ署名、捺印するだけで何度も書く手間がなくなり、さらに年配者には口頭で申し込めば済むようになり、ほとん

どの用事が1カ所で済むようになったと市民から好評を得ているとのことでした。

実施当時の新聞記事に宮古市熊坂市長のインタビューが掲載された内容を紹介します。総合窓口をする発想のきっかけはとの質問に、市民に様をつけてお客様と呼ぶことにしています。それは、市役所を市民のために役立つところに変える、そうした意識改革の中で具体化させたのが1つの窓口で職員が市民の要望を口頭で直接聞いて、各種の手続きを一括して行う総合窓口制度です。さらに、実施までには心配な面もありましたが、従来の縦系列の業務を一本化し、ある意味では横系列にしたわけで、スタート当初の1月、2月は大変だったが、システムを成功させようとの職員の熱意と市民の協力もあって、3月ごろから順調に運営され、いまでは大変喜ばれているという内容でした。

本市においても、高齢化社会に向けて、また市民側に立った優しい総合窓口である「ワンストップサービス」の推進へ取り組みをしていただきたいと思います。市長の考えをお伺いします。

2点目は、住民票や印鑑登録証等の休日交付についてお伺いします。市民の方から仕事の関係からどうしても平日に時間がとれず、困っているというお話を以前から聞いておりました。今日のようにさまざまな職種で勤務時間もさまざまありますと、こうした声があるのは当然であると思います。幾つかの市では、実施する前まではさほど需要はないと思っていたところ、実施してみますと予想したより休日の利用数が多かったことに驚いているという市もあり、市民の方から大変喜ば

れているということがインターネットでの調べですが、ありました。

大都市など、人口の多いところではコンビニで証明書がとれるとか、最近では各自治体でも電話予約で休日交付が実施されているところがふえつつあります。近隣で進んでいるところでは、5月28日の北海道新聞に掲載されていましたが、岩見沢市では1995年から休日交付を実施しているということです。平日に事前に電話での予約をして、土・日・祝日の休日に交付するという形で実施されていたのですが、市民から電話しなくても、すぐに交付できる体制にしてほしいという要望が寄せられて、コミュニティプラザの市民サービスコーナーに全市民の住民票などを交付するのに必要な情報を読み込んだミニコンピュータを設置して、本庁のホストコンピュータに接続しなくても、ミニコンピュータから直接情報を取り出すことで即日交付できる体制を整えて、本年7月からは休日の即日交付が可能となるという記事内容でした。

本市では、戸籍謄本・抄本等の郵送請求書というのがあり、住民票も同じ郵送請求書でできるということですが、休日交付はまだ実施されておられません。土・日・祝日でなければ時間がどうしても都合つかない方など、市民の方々はさまざまな事情を抱えて生活されているわけですので、実施に向けた取り組みをぜひしていただきたいと思います。

そこで、1つは、本市では年間にどの程度の交付数があるのでしょうか。住民票、印鑑登録証明書の交付数についてお伺いします。

2つ目は、住民票等の休日交付への取り組みについて、市長のお考えをお伺いします。

大綱 2 点目の公営住宅について、市長に質問します。

1 点目は、入居申請手続きについてですが、本年度から公営住宅の入居申込方法が変わり、広報紙メロディーで募集をされています。その都度入居申請をして、抽せん方法で決めるというように変わりました。広報紙メロディーを見ますと、募集している住宅は毎月 2 戸くらいの募集がありました。

1 つには、どのくらいの申込者がおられるのか。本年度になって、まだ月数はたっていませんが、申し込み状況について、募集团地別募集数と申込者数及び倍率についてお伺いします。

2 つには、入居を希望されている方からは、道営住宅の入居申請の抽せん前の段階で住民票を提出してくださいと言われたのですが、抽せんに当たってから提出するということにはならないのかと聞かれます。住民票提出はどのような意味で義務づけられているのか。また、市営住宅の入居申し込みの場合については、住民票の提出についてはどのような形でされていますかお伺いします。

2 点目は、曙団地の今後についてお伺いします。

最初に、有為団地の建替えが昨年引き続き進められていますが、今後の有為団地の完成から入居者の移転と曙団地の取り壊しまでどのような予定で進められていくのかお伺いします。

次に、曙団地ですが、めっきり空き家が目立ってきました。通りに面した住宅の窓にはベニヤ板が張られ、使われることなく置かれている物置と、何かしら通るたび寂しい感じ

がします。

そこで、このような状態で日がたつてきますと、地域の方々や市民の方から物置についてはまだ使えそうなのに壊してしまうのかな、市はお金がないと言っているのにどうするのか、壊すのはもったいない、それなら希望している方に払い下げはできないものかというような声も聞こえております。見てみますと、まだ十分使用できるようです。長い期間、現在のまま置いておきますと、いたずらされたり、壊れたり、冬期間の管理などを考えますと、雪が降る前に使われていないところから随時有効に活用するのがよいと思います。また、ごみの減量化、リサイクルの推進、経費節減にもつながっていきます。この物置 18 戸の民間、個人への払い下げを含めて、どのように考えているのか、市長にお伺いします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） 谷内議員の質問にお答えします。

初めに、行政サービスについて、総合相談窓口についてでございますけれども、本市の窓口業務は、住民サービスの向上を図るために平成 15 年 1 月から転入や出生届とともに児童手当の申請、国民健康保険の資格取得、喪失、学童の転入に際しての転校手続きなど、基本的に 1 カ所の窓口で対応いたしております。

また、障がいのある方々にも利用しやすいように、ローカウンターの設置などを行ってきたところでございます。

今後におきましても、申請書の統一等、市民の方にとって利用しやすい方法を種々研究してまいりたいと考えております。

次に、住民票等の年間交付数についてでございますが、平成15年度で申し上げますと、住民票交付件数は1万9,752件、印鑑登録証明書交付件数は1万2,503件、戸籍謄本・抄本交付件数は9,644件となっております。

次に、時間外や休日などの住民票の交付についてでございますが、個人情報の保護の観点から、交付のあり方について現在検討を行っているところでございます。今後本人確認の方法等問題点を整理し、実施に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、公営住宅について、応募状況についてでございますけれども、ことし4月はゆたかニュータウンで2戸の公募に対し、応募は4件で倍率は2倍、5月は有明団地で2戸の公募に対し、応募は17件で倍率は8.5倍、6月は道営ゆたかニュータウンで2戸の公募に対し、応募は44件で倍率は22倍となっております。

次に、申込時の住民票の提出などについてでございますが、これは同居親族を確認するためのものであり、本市では健康保険証の写しにより入居資格審査を行い、抽せんを行った後、当選者についてのみ住民票の提出をいただいております。

なお、道営住宅では申し込み時に住民票を提出することとなっております。

最後に、曙団地の今後についてでございますけれども、曙団地は現在建替え中の有為団地と統合し、建替えが完了した後、用途廃止することといたしております。入居者の移転については、建物が完成したものから順次移転しており、今年完成分についても10月に

は入居していただく予定で考えております。建替えは、平成19年度に完了を予定しており、曙団地の解体は入居者が移転後、平成20年度に予定をいたしております。

また、屋外の物置につきましては、設置後13年ほど経過しておりますが、比較的状况がよいことから、他の団地で利用するなど有効活用を図ることといたしております。

●議長中西勇夫君 8番谷内八重子君。

●8番谷内八重子君 自席から再質問させていただきます。

美唄市では、平成15年から総合窓口としてすでに実施しているということで、市民の方に対するサービスが基本的には1カ所の窓口で対応できるように努めているということでご答弁いただきました。取り組まれてから1年ということで、皆さんご苦労されていると思いますが、私が実際に相談を受けた方の中にも、やはり先ほどの質問の中で述べましたように、各課を回って手続きをしているということもあります。1人ひとりの内容の違いはあると思うのですが、総合窓口で対応するより担当の課へ行っていただく方がよいという場合もあるかもしれません。転入手続きに来られる方の中には、知らない地域に来られて、その中には小さなお子様を抱えている方やお年寄り、病人を抱えている方もいます。特に転入時には、複数の手続きもあったりして、ご苦労されている様子を私自身も見ていたものですから、そのようなとき総合窓口で担当課の方などと連携をとったりして、時には担当課の職員の方が総合窓口に足を運ぶなど、細かな対応をしていただければ助かりますし、喜ばれると思います。転入手

続きに限らず、さまざまな内容の方が日々市役所に来られると思いますので、サービスの充実に努めていただければと思います。

そのようなことから、改めて1年を経て総合窓口業務に対する評価を含め、今後の窓口サービスの充実に對する考えを市長にお伺いいたします。

以上です。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君 谷内議員の再質問にお答えいたします。

総合窓口につきましては、15年1月に開始したわけでございますので、1年半近くたちました。先ほどもご答弁申し上げましたとおり、市民の方々にとって利用しやすい窓口にかがけ、極力移動を少なくするよう手続きが1カ所でできるよう努めているところでもございます。転入や転出の際に窓口においていただいた市民の方の各種届け出については、聞き取りをしながら対応させていただいておりますが、内容によっては窓口で対応できない業務について、担当課の方で対応することもございます。いずれにしても、今後におきましても市民の方、それから新しく市民になられた方々が利用しやすい窓口となるよういろいろと工夫、努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

5番小関勝教君。

●5番小関勝教君（登壇） 平成16年第2回市議会定例会に当たり、さきの通告にある大綱2点について市長に質問をします。

大綱の1点目は、建設行政であります。昨年度内を襲った台風10号は、道東地域に大

きな被害を与えました。特に降雨による水害で家屋等の浸水や橋の流出による被害、また人命をも奪う惨たんたる災害であり、復興にはまだまだ時間がかかるようです。

一方、道央地域においては、台風による被害は小さなものでしたが、今後このような台風等による災害はないとは限りません。

そこで、美唄市内における治水対策についてお伺いをいたします。管内では、昭和56年8月4日、5日の2日間で389ミリの集中豪雨による被害があった以降、目立った被害は少ないというふうに思っております。このことは、石狩川への流水経路が終末河川より上流に向け築堤整備が進んできていること、これらによって洪水等の被害の発生を最小限に抑えられていることであろうというふうに思っております。国、道、また本市が治水対策を講じられてきたことだということにもなるかと思えます。

しかし、一部地域においては少量の降雨等で内水はんらんが発生しているところもあり、これらの治水対策をどう取り組まれていくのかお聞きをしたいというふうに思います。

1つ目は、過去10カ年で市が管理する河川水系での洪水、内水はんらん等、多少にかかわらず、被害の発生はあったのか。また、あわせて水系につながる道、また国が所管している河川での被害状況はどうであったのか。

2つ目、平成6年3月にビバイイクシュンベツ川水系治水基本計画検討報告書が作成をされております。この報告書の作成の目的、意図は何であったのか。

また、3つ目に報告書にある水系周辺の住民へ作成以降の整備対策等について、説明会

等を開催した経緯はあるのか。

4つ目に、報告書にある河川改修の必要性について、どのような内水処理対策を講じることにより、この問題解決になると報告されているのか、これについてもお聞きしたいと思います。

また、5つ目には河川改修による問題解決の必要性が報告されているということですが、以降開発局所管の石狩川開発建設部河川事務所や土木現業所等、関係機関に対してこの計画検討報告書に沿った協議や要請等をどのように進めてきたか。また、今後もこの計画に対してどのように改修対策を行うつもりなのか、市長の見解をお聞きいたします。

大綱2点目は、医療行政についてであります。私は、昨年9月、第3回定例会の決算特別委員会において市立病院の経営健全化計画に対し、院長をはじめ職員の努力を評価したところでもあります。一方で、札幌医大からの美唄市医療体制に対する病院の特徴や施設の医療環境等、将来ビジョンを提示するような話が出されていた、このことにも触れております。これらも含め、美唄市医療体制整備について、市、市立、労災両病院、そして医師会等との4者会議を早急に持ち、市民の関心が高い医療問題を解決すべきと質問をしております。その時点で、市長は助役に指示をし、取り組むと訴えられました。しかし、その後12月の第4回定例会の一般質問においても取り組みの経過について改めてお聞きをしましたが、いまだ庁舎協議中、年明け以降に対応する、このようなお答えでもありました。私は、産婦人科医療の集約化や労災病院の脳神経外科医療の中止等々、市民の不安が

募る状況の中、市立、労災の統合等、現在想定される問題等を整理し、シミュレーションをすべきではないのか、これらのことも含めて質問をした経緯があります。すでに昨年9月から9カ月がたち、市長は年明け以降、各諸問題等も含め地域医療体制整備についてどのような方向性、対応策を進めてきたのか、具体的にお答えをいただきたいと思います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） 小関議員の質問にお答えします。

初めに、治水対策についてでございますが、ビバイイクシュンベツ川水系の洪水の被害状況は、過去10年間でも5回にわたり市道や田畑等が冠水し、交通障害や農作物等に被害の発生が見られます。このことから、石狩川開発建設部施工区間の堤防計画とあわせて、美唄市が管理する普通河川区間の改修が必要であり、ビバイイクシュンベツ川流域全体の治水対策を図るため、平成5年度に治水基本計画を策定したものでございます。

次に、周辺住民への対応についてでございますが、基本計画作成に当たりましては、地元期成会と打ち合わせをしながら取り進めたところであり、説明会は石狩川開発建設部の工事区間の着工の時期が明らかになっていないことから行っていないところでございます。

次に、内水処理対策についてでございますけれども、石狩川開発建設部工事区間の堤防が完成することにより、堤内滞水につきましては、国、道と調整を図りながら対応していくことといたしております。

関係機関への要請についてでございますが、今日まで石狩川開発建設部に築堤工事の早期

着工を要請するとともに、北海道に対しても上流部の1級河川昇格と改修の要請活動を行ってきているところでございます。

今後もビバイイクシュンベツ川流域全体の河川改修が早期に行われるよう、関係機関に対し要請活動を強化してまいりたいと考えております。

次に、地域医療体制についてでございますが、本年3月に労災病院の再編計画が示され、平成19年度までに美唄と岩見沢の両病院を統合し、本院・分院としてそれぞれ存続させるという内容が明らかになりました。

市内には、現在2つの総合病院を含め8つの医療機関があり、それぞれ地域医療を担っていただいておりますが、人口の減少や慢性的な医師不足、さらには労災病院の再編など、医療を取り巻く環境の大きな変化に伴い、市内の2つの総合病院が現状のまま存続することは大変厳しいものがあると考えております。このため、これまで培ってきた医療資源を生かしながら、新たな医療体制づくりに取り組むため、先般美唄労災病院に出向き、院長等との意見交換を行う中で市、市立病院、美唄労災病院の3者により、「総合病院のあり方」について協議の場を持つことを申し入れ、去る5月28日に第1回目の検討会を開催し、それぞれの病院の現状と課題について情報交換を行ったところでございます。

●議長中西勇夫君 5番小関勝教君。

●5番小関勝教君 自席から再質問させていただきます。

初めに、先ほどの治水対策の件でございますけれども、それぞれ洪水関係、また関係機関へ協議の要請等を進めている、こういうお

答えをいただきました。私は、これらに対して改めてお聞きをしますけれども、過去10力年で田畑等の冠水、これ農産物等の浸水被害が5回ほどあったということですが、この5回というのは間違いのない数字だろうというふうに思っております。私も農協在職中にこの地域から再三調査に来いということで、これらに出向き、実際に道路を横断して流水しながら、通行どめ等の障害も受けているという状況を見てきております。いずれにしても、このような浸水被害等があったということは、多少にかかわらず地域経済にも支障が出たというふうに思っております。

このような被害を食い止めるためにも、ビバイイクシュンベツ川の築堤改修や内水排除のための対策を講じていかなければならない、このように思っておりますし、当然開発局等国との協議も必要だろうと思います。また、その内水の部分では市が特に取り組まなければならない部分が大きいのではないか。特に内水排水の問題は、その出口がいま現在ないという状況の中で、地域では排水ポンプ、可動式ですが、これらを設置しているということですが、これらでは到底いま間に合っているような状況でない。そのことで過去に5回の浸水被害があったのではないかと、このように思っております。

いずれにしても、早急な取り組みを要請しておきたいというのは、この内水排水、この対策を講じていただきたいということでございます。特にこの報告書ができて以来、地域での住民説明会が実際には行われていないということですが、今度これらの整備等も地域の方々と取り進めを行っていただきたい

い、このように思っております。

さらに、医療行政についてでありますけれども、いまほど答弁がございました人口3万を切った中で2つの総合病院が存続するのは厳しいという認識をされていると。

また、これらの対応策として現状の分析や課題の整理等を行っているというふうにお答えがありました。特に5月28日の事務レベルでの現状分析や課題の整理等について、この内容等について、もう少し詳しい内容をお聞かせいただきたいというふうに思います。

また、4者協議を進めてはどうかという再三の質問をしてきておりますけれども、いまの答弁の中では市と市立、労災の3者の中でこの問題について協議をされているということですが、2月16日に医師会の方から市長へ意見が出されたと聞いております。この医師会からの意見の内容、そして市長の考え方についてお聞きをしたいと思います。

また、医療関係機関との連携についても、現状どう対応され、今後どのように進めるべきか、このことについてもあわせてお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君 小関議員の再質問にお答えいたします。

初めに、ビバイイクシュンベツ川の早期着工、内水処理に対する考え方についてでございますけれども、石狩川開発建設部が施工いたしております幾春別川新水路事業が平成18年度完成予定であることから、今後はビバイイクシュンベツ川右岸築堤及び上流部改修の早期着工について、国、道などの関係機関に対し要請活動を強化してまいりたいと考え

ております。

そして、築堤完成後の内水処理については、関係機関と協議を行うとともに石狩川開発建設部の施工に合わせて、住民説明会などにより住民の意向を把握し、治水対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、労災病院との検討会の内容などについてでございますけれども、1回目の検討会では、それぞれの病院の医師確保の状況と今後の見通しをはじめ、経営改善に向けた取り組み状況などについて情報交換を行い、この中で厳しい経営状況にあること、また医師の確保が難しくなっていることや人件費の割合が高いことが両院ともに共通した課題として挙げられたところでございます。今後は、医師の確保に向けた連携や診療科のあり方などについて検討することといたしております。

次に、医師会につきましては、2月16日に花田会長をはじめ、3名の医師会の役員の方々の訪問を受け、医師会の中に「地域医療を守る7人委員会」を設置したとお聞きをしたほかに、今後の総合病院のあり方に関し、新たな経営主体を導入してはどうかなどのご意見をいただいたところでございます。

私としましては、市民医療の確保に責任がありますことから、市と市立病院、美唄労災病院の3者による検討会による協議を進めるとともに、市内には総合病院を含め多くの医療機関がそれぞれの分野で地域医療の推進に大きく寄与されており、特に高齢化が進む本市においては、民間病院・医師会の果たす役割りは今後ますます大きくなると考えております。市民が安心して暮らしていくための地域医療を確保するためには、医師会との連

携、協力をいただきながら、地域医療のあり方を見直し、新たな医療体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

18番紫藤政則君。

●18番紫藤政則君（登壇） 2004年第2回定例市議会に当たり、交流拠点施設、福祉行政、ゴミ処理行政の大綱3点について、市長に質問いたします。

大綱1点目は、交流拠点施設についてであります。

最初は、温泉施設ピパの湯「ゆ〜りん館」の利用状況について伺います。同僚議員の発言がございましたが、重複する部分はお容赦をいただきたいと思います。

「ゆ〜りん館」は、昨年12月19日のオープン以来、市内外から大勢の皆さんが来館し、5月20日には延べ利用で20万人、1日平均1,300人の利用状況と伺っております。5月連休におけるピーク時には、1日3,500人の入館があり、従業員の皆さんはじめ、関係者の皆さんは多忙を極めたと承知をしております。うれしい悲鳴が続いているわけであります。一方、混雑からくる苦情、さらにはこの施設の将来をおもんばかった意見、提言、これらも多かったのではないのでしょうか。

そこで、伺いますが、1つは、現時点での利用実績について。

2つは、利用者の皆さんから寄せられた苦情や施設改善を求める意見、提言内容の主なものと改善事項についてお示してください。

次に、体験交流施設の利用状況について伺います。本定例会初日の市政報告において、

施設は5月10日に供用を開始し、陶芸施設や農産物の直売所として利用されていること。登り窯については窯の乾燥期間を終えた後、来年4月から利用に供することが報告されました。この場では、すでに利用されている体験交流館を中心にお尋ねいたします。

1つは、現時点での利用実績について。

2つは、管理運営体制の実態について。

3つは、設置条例を審査した市議会総務常任委員会において指摘された使用料金のあり方等について、今後の管理に当たってどのようにいかそうとしているのか、それぞれお答えください。

次に、パークゴルフ場オープンに向けた課題について伺います。パークゴルフ場については、総額1億8,700万円の造成費を投じ、昨年末に完成、工事の引き渡しが行われています。市長は、今日までオープンを8月めどにしたいと発言し、準備を進めてきました。事前送致された本定例会の提出案件には、美唄市パークゴルフ場条例制定の件が含まれていましたが、結果として提案が見送られたわけであります。パークゴルフの愛好者にとっては、長年の要望が実って完成された施設であり、寄せる期待も大きいと思います。オープンに当たっては、パークゴルフ協会をはじめ、利用市民の皆さんとの積み上げ議論が欠かせないの言うまでもありません。

そこで、以下伺います。1つは、なぜ条例提案が見送られたのか、その理由について。

2つは、現時点で予定されているオープンの時期と使用料金、あわせて市民、利用者の皆さんとの合意形成をどう図っていこうとしているのか、それぞれお答えください。

大綱 2 点目は、福祉行政についてであります。質問に入る前に、市長が就任以来進めてきた地域福祉の取り組みの総括的な意味合いも込めて所見を申し上げることをお許しいただきたいと思います。憲法第 25 条には、国民は、健康で文化的な最低限度の生活をする権利があり、国は社会福祉や社会保障の向上、増進に努めなければならないと定められています。

また、地方自治法第 2 条第 3 項には、普通地方公共団体の事務が例示され、第 1 号に住民の安全、健康及び福祉を保持することと定められています。福祉の増進は、国や地方自治体の役割りとして 56 年前から位置づけられていることになります。私は、井坂市長が掲げる「北海道一の福祉のまちづくり」のスローガンは、憲法や地方自治法がいう最も基本的で最も大切な福祉について、市民の皆さんと認識や参加を共有するためのインパクトのある呼びかけだと思っています。そして、市長の呼びかけは着実に美唄に根づき始めていると確信しています。

私は、昨年 12 月の定例会で美唄市の福祉施策で全道一と評価できる、きらりと光る取り組みは何かと尋ねました。市長は、4 つの施策を挙げました。

1 つは、介護保険ホームヘルプ利用料の独自の減額制度。

2 つは、全道初の独立型子育て支援センター。

3 つは、障害者ケアマネジメント制度。

4 つは、全道 1 カ所の障害者雇用支援センターについて、他に先駆けて取り組んだことを説明し、さらに自助・共助・公助による総

合的なサービスを提供するために地域福祉推進の仕組みを市民との共同作業でつくり上げると決意を述べられました。

そして、本年 3 月の定例会で 6 年の期間、市民の皆さんと市長とが地道に議論し、積み上げた画期的な美唄市福祉のまちづくり条例が可決され、「北海道一の福祉のまち」美唄づくりを着実に進めるための仕組みが体系的につくられました。私は、井坂市長が強い信念で推進してきた地域福祉の取り組みを高く評価したいと考えています。

一方、一部の市民の皆さんからは、福祉、福祉と言うが、福祉だけでは美唄の活性化はできない、公共事業をもっとやるべきだ。仕事を国からどんどん持ってくるべきだとの声があることも、また事実です。

私は、公共事業を否定するつもりはありません。市民生活に密着した生活関連事業やまちの将来を見定めた物流基地として発展する可能性を秘めた美浦大橋や美唄富良野線の早期完成に向けていくことは極めて大切なことだと考えています。

しかし、公共事業に依存する体質の改革は、美唄だけの問題ではなく、全国的な共通課題であります。福祉産業への投資は、生産の面で、雇用の面で、付加価値の面で公共事業を上回り、特に雇用の面では 1.4 から 2 倍の波及効果があるとの分析結果があることも事実です。

そこで、質問ですが、美唄における地域福祉施設整備の状況について伺います。

その 1 つは、地域福祉施設について、施設区分ごとに箇所数、利用者、従事者の現状について、あわせて他の自治体と比較し、特徴

点は何なのかお示してください。

2つは、井坂市長就任以来、この8年間で公設、民設、民営を含めてどんな施設が整備されてきたか。具体的施設名と投資効果、雇用効果などの経済波及効果をどのように押さえているかお示してください。

3つは、老人保健施設、介護施設を中心にした第三者評価制度の美唄市の実態について、それぞれ民間分も含めてお答えください。

次は、恵風園・恵祥園の民営化問題についてであります。このことについては、過去何度か質問してきたところであり、前置きを抜きに端的にお尋ねいたします。

その1つは、昨年7月に設置した庁内の検討機関、恵風園・恵祥園民営化検討委員会における議論経過と課題について。

2つは、現時点ですでに示されている市長が掲げる民営化の方針に変更はないか。あわせて、民営化の実施時期はいつを予定しているか。

3つは、市長がかねがね言明している入所者、市民のための施設という考え方はどんな内容なのか、改めてお聞きをしたいと思います。

あわせて、民営化によりホテルコスト等、入所されている方の費用負担はどのような変化になると試算をされているかお示してください。

4つは、合意形成に向けて入所者や職員の皆さんとの協議はどのようになっているか、それぞれお答えください。

大綱3点目は、ごみ処理行政の最終処分場の建設についてであります。昨年12月、本年3月の定例会における私の質問に対し、現

在の埋立処分場の耐用限界が平成19年3月になることから、新たに最終処分場の建設は平成17年度と平成18年度の2カ年で建設し、工事の発注方式はPFIを選択せず、公共発注に提案方式を取り入れた拡大性能発注方式を含めて検討しているとの答弁がありました。埋立最終処分場の建設について、以下6点にわたって順次お伺いいたします。

1つに、規模、容量、構造、事業費、これは財源内訳を含めてでございますが、工期等、3月の答弁に変更はないかどうか。

2つに、供用開始から耐用限界まで何年を想定しているか。

3つに、選択肢の1つとして公共発注に提案方式を取り入れた拡大性能発注方式として示しているこの方法はどんなもので、美唄市や他自治体に先例があるのかどうか。

4つに、地元企業への参入機会の確保をどう図るのか。

5つに、事前評価や市民参加に関してどう取り組み、今後どうしようとしているのか。

6つに、建設予定地とされています茶志内地区の関係者との合意形成はなったのかどうか、それぞれお答えください。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、交流拠点施設について、パークゴルフ場についてでございますが、美唄市パークゴルフ場につきましては、当初8月のオープンに向け準備を進めてまいりました。しかし、具体的な供用開始の時期を含め、改めて芝生の生育状況を専門家に意見を求めたところ、芝生の根の張りや密度が十分でなく、ま

た芝の成長はこれからの天候にも大きく左右されることから、現時点で供用開始の時期を見通すことは危険であるという指摘があり、検討した結果、条例案の提案を見送らせていただいたものでございます。

次に、供用開始の時期でございますが、今後芝の状況を見定め、慎重に判断することといたしてまいりたいと考えております。

次に、使用料金につきましては、幅広い交流や管理運営などを考慮し、他市町村の料金やパークゴルフ協会、市民のご意見を参考にしながら料金の設定をしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後芝生の養生管理を十分に行い、利用者にご満足いただけるコースになるよう万全を期してまいりたいと考えております。

次に、福祉行政について、私は福祉でまちづくりを進めてまいりました。福祉のまちづくりとして、在宅サービスとあわせて市民のライフステージや利用者の特性に応じた必要な施設整備を民間事業者とともにやってきたところでございます。

本年4月現在の主な施設の数と利用者数及び従事者数について申し上げますと、

高齢者福祉関係では、介護保険施設が4カ所、利用者238名、従事者137名、痴呆性老人のグループホームが3カ所、利用者26名、従事者29名、老人福祉施設が2カ所、利用者158名、従事者39名。

障害者福祉関係では、身体障害者施設が2カ所、利用者62名、従事者86名、知的障害者施設が22カ所、利用者418名、従事者185名、精神障害者施設が1カ所、利用

者12名、従事者3名。

児童福祉関係では、保育所が14カ所、利用者400名、従事者82名、知的障害児施設が1カ所、利用者57名、従事者40名となっております。

また、子育てを総合的に支援する独立型の子育て支援センターや障がいのある方の職業的自立を目指す道内唯一の障害者雇用支援センターなどは、先駆的な施設として整備をしてきたところと考えております。

また、このような多くの福祉施設があることにより、市民の多様なニーズに幅広くこたえることができ、さらに施設機能や利用者、従事者のマンパワーが市民の地域生活を支える大きな社会資源としていかされていると考えております。

次に、平成8年以降の施設整備状況についてでございますが、市が整備したものは東地区生活支援センターなど2カ所、民間事業者によるものが老人保健施設、ケアハウス、痴呆性老人のグループホームなど14カ所となっております。

施設整備による雇用状況につきましては、高齢者福祉関係で161名、障害者福祉関係で57名、児童福祉関係で18名、合わせて236名の新たな雇用が創出をされており、うち28名の障がい者の方々が働いております。

これらの経済効果を累計いたしますと、施設整備費として24億1,600万円、人件費を含む施設管理費で96億7,000万円、合計120億8,600万円の経済効果が生まれしており、このような福祉の取り組みは地域経済への活性化と本市のまちづくりの大きな力

になっているものと考えております。

次に、第三者評価制度についてでございますが、この制度は福祉サービスが措置から契約になったことにより、利用者がサービス事業者を選択する上での必要な情報提供システムであり、国においても平成17年度以降の本格実施に向けて準備をしているところでございます。本市では、昨年度恵風園・恵祥園でこの制度をいち早く取り入れているほか、民間においてもNPO法人が道内のグループホームでは第1号となるISO認証を取得して、サービスのマニュアル化や自己評価・第三者評価などの実施などに取り組んでいただいているところでございます。

次に、恵風園・恵祥園の民営化についてでございますが、検討委員会の中で一定の方向性を固めてきておりますが、これまでの道との協議の中で国の施設整備補助の採択が厳しい状況にあること、恵風園の整備も視野に入れる必要があること等の課題が生じたことから、現在進められております介護保険制度の見直しや施設整備補助に当たっての動向等を見きわめ、さらに検討を行うことといたしております。

次に、本市の高齢化の進展の中で必要な施設サービスを確保していくためには、民間活力により進めていくことが適当であると認識しているところでございます。

なお、民営化の実施時期については、今後課題の整理とあわせ検討することといたしております。

次に、施設は利用している方々の自立と尊厳を重視したサービスが提供され、利用者本位に運営されていくことが重要と考えており、

民営化に当たっては関係者への対応について十分配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

なお、現在の特別養護老人ホームの利用者負担については、食事代を含めて、介護度に応じて1カ月4万4,000円から5万3,000円となっておりますが、仮に全面改築して個室ユニット化した場合は、このほかにホテルコストとして国の試算によれば4万円ないし5万円程度見込まれているところでございます。

次に、最終処分場の建設についてでございますが、施設規模等につきましては、埋立容量約10万5,000立方メートル、工期は17、18年度の2カ年を予定いたしております。

また、これに要する事業費は約25億5,000万円、財源内訳は国庫補助金4億7,000万円、廃棄物処理施設整備事業債18億7,000万円、一般財源2億1,000万円を見込んでおります。

次に、埋立期間等につきましては、平成19年度から33年度までの15年間を見込んでおり、埋立対象ごみは主に不燃ごみとなりますが、広域処理開始予定が平成24年度となっておりますことから、23年度までは生ごみを含む可燃ごみも埋め立てすることといたしております。

次に、発注方式につきましては、事業者が処理方法や仕様などとあわせ、将来的な維持管理経費を含めた提案を行う「拡大性能発注方式」のほか、民間のノウハウをいかした施設整備の手法など、十分な検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、拡大性能発注方式による施設整備としては、釧路広域連合による焼却施設が先例としてございます。

次に、地元企業の参入につきましては、地域経済の活性化に大きな効果が期待されることから、各種工事の施工のほか、資材や物品の調達など、地元企業が参入できるよう配慮してまいりたいと考えております。

また、施設整備に当たりましては、事務事業や施策評価を行ってまいりましたが、今後「環境」のまちづくりを進める中でごみの排出抑制や減量化など、市民の皆さんとの協働により環境への負荷を軽減してまいりたいと考えております。

最後に、住民合意につきましては、これまでも地域の皆さんとお話をさせていただいておりますが、施設整備に対するご理解をいただくため、今後におきましても十分協議してまいりたいと考えております。

なお、「ゆ〜りん館」の利用状況及び体験交流館の利用状況については、経済部長から答弁をさせます。

●議長中西勇夫君 経済部長。

●経済部長天野修二君 「ゆ〜りん館」の利用状況と体験交流館の利用状況につきましては、私から答弁させていただきます。

初めに、「ゆ〜りん館」の利用の実績につきましては、12月が1万6,996人、1月が4万5,701人、2月が3万1,752人、3月が3万8,344人、4月が3万5,530人、5月が4万2,508人となっておりまして、5月末累計では21万0,831人となっております。

次に、利用者からの苦情、意見の主な内容

と対策でございますが、浴槽が浅いとの苦情がございました。浴槽の深さにつきましては、ハートビル法や北海道福祉のまちづくり条例の趣旨を踏まえ、お年寄りやお子さんが安心して利用できるよう、50センチとしたものでございます。

苦情の対策としましては、浴槽の水位と湯温の調整で解消されたものと考えております。

次に、サウナ室にテレビが欲しいとの要望がございましたが、サウナ室から自然の景観を楽しみながら、ゆったりとくつろいでいただくため、テレビの取り付けにつきましては見送ったものでございます。

次に、脱衣所が狭いとの苦情がございましたが、脱衣かごの配置を改善しましたところ、狭さが解消されたものとなっております。

次に、浴室の脱衣所にトイレが1つしかなく、込んでいるときは困るとの苦情がありましたが、身障者用も兼ねた広いスペースのトイレを設置した結果、1つになってしまったものでございます。このことにつきましては、2階のトイレを利用いただくようお願いしているところでございます。

次に、温泉の湯を取りかえずにろ過、循環しているのではないかと意見がございましたが、浴槽には常に新しいお湯を供給しながら循環、ろ過をして、清潔なお湯を保つシステムとなっております。また、利用者が多いことから、毎日夜間の清掃時に新しいお湯に交換を行っており、通常の循環方式とは違ひまして、すぐれた温泉管理を行っているところでございます。

次に、冬の「ゆ〜りん館」へのアクセス道路ですが、道路が凍結して危険との指摘があ

りましたが、これにつきましては道路の除雪と融雪剤散布で対処いたしたところでございます。

次に、体験交流館の利用状況でございますが、利用実績につきましては、5月10日にオープンしまして1カ月を迎え、直売所につきましては市内の農業者で構成されます18戸の個人と団体との協議会によりまして、市内の特産品でありますアスパラ、イチゴ、鶏卵、米、花の苗等を販売しております。28日間開設して約180万円の売り上げがございました。

また、陶芸体験におきましては、専任の指導者を配置し、だれでもが楽しめる体験講座を開始しており、これまでに市内32名、市外42名の利用客がございました。

次に、運営体制でございますが、当面は市の直営管理で運営してまいりたいと考えております。

市議会総務委員会での議論につきましては、今後十分検討してまいりたいと考えているところでございます。

●議長中西勇夫君 18番紫藤政則君。

●18番紫藤政則君 何点か再質問をさせていただきますと思います。

市長は、2期目の任期が9月いっぱいということで、定例会一般質問という形でお話できるのは、3期目当選されれば何回もありますけれども、任期中最後ということもございまして、少しくふだんたまっていることなんかもお話できたらなと、こんなつもりで再質問に立ちました。

交流拠点施設の関係でございますが、これは市長が8年前に美唄に来られて、そして一

番最初にまちづくりの懇談会、この場で市民の皆さんから出た要望、これが最初の市民要望を受けたときでございましたから、極めて鮮度のあるときに出された要望を踏まえて、みずから構想を立てられて、計画をして、実現にこぎつけた。そして、先ほどの利用状況にありますとおり、現在大変好評で順調な滑り出しをしたということでございます。同僚議員もお話ありましたけれども、大変喜ばしいことでございました。

私は、この建設に当たりましては、否定的な議論もしたことがございます。いまさら箱物なんか何だと。当初は、ホテルを入れますと32億円の事業まで計画が膨らんだこともございました。しかし、さまざまな議会議論を踏まえまして、開拓記念厚生会館がいろいろあった教訓をいかしたものにしたはずであります。そんな意味からしますと、いかしたものは何かといいますと、やっぱり1つには、入ってくる利用料金で基本的に経営を賄おうという利用料金制の導入でありますし、もう1つは初めて公共施設、市の施設に減価償却の考え方を取り入れたわけであります。昨年11月の臨時議会に市長が提出をされました交流拠点施設の整備基金条例というのはまさにそうでありまして、将来起きるであろう改修等に備えようという体制もできて、そして15年度末には600万円積み、本年度は600万円予算が計上されているところでございます。私は、市民の皆さんがご心配なさっている将来に備えた体制、それから20万人来れば大体収支とんになるだろうということで出された計画ですが、市から経営運営に対して一切税投入をしないという、このルール

というのは理解をいただけるし、これからも施設を愛していただくための大きな要素になってくるだろうと思うんです。

それで、ちょっと心配な部分なんです、市長のお考えを率直に出していただきたいと思うんですが、1つは、昨年15年に600万円を積みました。この積んだ内訳をお聞きしますと、400万円がいわば入湯税相当だそうです。そして、残り200万円、これはあの施設を使って営業しているということによる雑収入、1年分でございますから、その分を足して600万円。ことしの予算計上も1年通して600万円なのです。これどうということだということをお聞きしましたら、これは入湯税に関しては、いわば目的税なので、対応支出を明らかにしていかなければならない。観光その他の、いわば支出を明確な形にしていかなければならないということで、これはまず当初予算段階では積む財源から、対象から外したということなのです。それで、アンビックスから入るあの施設の使用に対する市に対する雑入、この年間分を予算計上したというお話でした。その際、基金というのは将来どうしていくのかという積み立て目標額を持っていなければならないと思うのです。毎年600万円ずつ、10年かけましても・000万円です。これからの施設運営、ノウハウのある、そういう業者が運営しているわけですから、この積み立て目標をしっかり持った上で、実質的に内容の伴う将来に備える積み立てにしていくべきではないだろうか。目標額を定め、その根拠を明らかにする作業にぜひ取り組んでいただきたいと、こういうふうと思うんですが、その辺のお考

えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、パークゴルフ場でございます。美唄市の財政健全化に当たる議論でも、料金の見直しというのは行われます。その際、いわば受益者負担の考え方、使用料につきましては、使う方が基本的にその経費を賄おうと、こういう受益者負担の精神が入っていることは間違いのないわけでございますが、私はいまほど説明がありましたように、この予定されているパークゴルフ場は、うまく管理できれば通常のゴルフ場並みの芝というようなこともお聞きしました。本来パークゴルフの概念からしますと、果たしてそういうのは必要だったのかなと思いましたが、後発部隊でつくるのには、やはりグレードの高い差別化を図ろうということをつくったものでございますから、それなりの維持費がかかる。そして、市民の皆さんがすべて利用するというものでもない。ある程度利用者が特定をされる。こういうことになりますと、税金を投入する適正な限度というのはあると思います。そのことは、十分踏まえなければならないと思います。否定するつもりも何もありません。

ただ、私は北海道新聞社が発行しています全道のパークゴルフ場の状況を書いた冊子の人からお借りをしたんですが、箇所数でいけば全道で六百七十何カ所だったと思います。そして、そのうちお薦めというのがございまして、そのお薦めが空知管内だけで54カ所ございました。そのうち無料を含めて300円ないし350円、これは54カ所中86.5%に相当する箇所数がそういう料金設定でございました。パークゴルフ協会の会長ともお話する機会がございましたが、ひとつ300

円にしてほしいというような、その辺を根拠に置いていると思うのです。それと、シーズン券についてもご要望がございました。パークゴルフ場ができるまで、南美唄のパークゴルフ場を自主管理していただいた。それぞれ皆さん方、応分の支出をしてあの管理をしていただいた。本当に滝市長の時代からの要望でございますから、長いことかかってできたものであります。その間、彼らが自主的に管理をしてきた、手がけてきたと、待望久しい施設ができた、ひとつ要望を聞いてほしいと、こういう気持ちもわからないわけではないわけでございます、いまの部分、恐らく市長のもとにも要望として届いていると思いますが、十分受入体制を整えて、決定に当たってはしっかりと合意形成のもとに、ぜひ料金の設定をお願いしたいものだ。いずれその審査をする時期が来るのではないかと思いますけれども、今後の料金設定について、ぜひそういう考え方で提案理由を説明するようにお願いをしたいというふうに思います。

それと、オープンの時期でございますが、今回の条例提案の見送りについてはわかりました。賢明な選択をなさったと思います。ただ、工事のいわば引き渡しの段階で、少なくとも芝の状況というのを見ていらっしゃると思います。根づかない状況で引き渡しはされていないと思います。ただ、それが分けて株が大きくなって密集度が高まると、そこまでは必要ないのかもしれませんが、いま専門家に見ていただいたというお話をされました。ぜひ、いつからオープンするというのは早く方針を出していただけないでしょうか。早くせいという意味ではないです。十分オー

ブンできる環境を整えてからということで、これは利用なさる、中心になるパークゴルフ協会の皆さん方のそういうご意向のようでございます。いままで待ったんだから、この秋何とかという、そういう考え方はないと。耐えられる状況になってオープンすべきだ。しかし、行事の日程をつくる関係もございます。オープンの時期明示に関しましては、ひとつ早目をお願いしたいもんだと、この辺の考え方をご答弁いただきたいと思います。

それから、地域福祉の問題でございますが、地域福祉の取り組みについては、最初の質問でも市長の取り組みについて、私は評価の視点で申し上げました。住んでいる皆さん方の福祉の向上、市民福祉の向上というのが当然でございますけれども、指摘しましたように福祉産業による経済の波及効果、この視点で福祉を今後見ていくということも極めて重要だと思います。ご答弁にもありましたとおり、現在の福祉施設、施設数69カ所、利用者1,371人、かかわる職員数は601名でございます。美唄市の社会福祉協議会がここに入っているのかどうかわかりませんが、ここも福祉施設とカウントいたしますと、そこには70名の職員がおりますから、さらにふえていく内容ではないかなというふうにも考えます。美唄市のこの地域にしっかりと産業として根づいている側面を改めて感じたわけがあります。

市長は、就任からこの8年間で16カ所の施設、直接手がけられたもの、それから民間が自主的にこの地域を選んで選定をしていたいて整備されたもの含めて16カ所、従事する職員の皆さん方236名というご答弁が

ございました。601名に対する割合40%近いものがこの8年間でつくられたわけでありまして、経済の波及効果として建設時の投資も含めると、これは今日までの累計でございましょう、120億円の経済の波及効果が今日まで生まれているというご答弁もございました。私は、これらの新たな資源をさらにいかしていく取り組みが今後必要だろうと思います。

グループホームの「ななかまど」、NPOでございしますが、市議会議員の吉田さんがかわっておられる施設ですが、私も何度かお訪ねをしております。ISOの認証の取得、北海道で1番目だということでございまして、職員の待遇面含めて、やはり感心することが多うございます。これは、措置から選択へというふうに介護・福祉の考え方がスイッチをされた段階で、これからは施設側が選ばれる時代ですと。それじゃ、そのために選ばれる側として、入所者の皆さんに選んでいただけるような、そういう施設に持っていこうということで、そういう考え方のもとでNPO法人「ななかまど」も取り組みをされた。この第三者評価制度というのは、そういう物の考え方が基本にあるというふうに思います。

市では、恵風園・恵祥園の取り組みというもののご答弁ございましたが、このような取り組みを美唄市の施設全域に拡大をしていくという、そういうコーディネート役割が市長におありになるだろうというふうに思っています。ぜひそういうお取り組みをされて、第三者評価制度が美唄市の地域福祉施設の隅々まで行き渡っていると、こういうことが内外にわかるような、そういう見える取り組みを

ぜひしていただけないだろうかということが1つでございます。

それから、恵風園・恵祥園の問題でございしますが、私はこの問題、一般質問でも3回、予算、決算と随分やらせてもらっています。なぜこれをしつこくやるかといいますと、いま現実にあそこで働いている職員がいます。そして、現実に入所されているお年寄りがいます。市長がいつもよく言う入所者のサービス向上のため、将来の美唄市のため、こういうものかどうかを見きわめたいから、しつこく議論させていただいているわけでございます。

きょうのご答弁段階でも、まだ先のようにあります。検討の課題も容易でないようであります。新たに国庫補助の枠、採択されるかどうか、これも厳しい問題が出てきたと。それから、恵祥園単独ということではなくて、恵風園も取り込んだ、そういう民営化の方向でなければ進んでいけないという新たな状況も出たようであります。そして、さらに入所者の負担について、多少びっくりしたんですけれども、ホテルコスト等で恵祥園に係る分について、新たに入所者の負担が月4万円から5万円出てくるということでございます。結果として、新しい施設ができて、いま入っておられる方がどこか別の安いところに行かなければならないと、こんなことになってはならないはずです。まずは、市長が言う何のための施設なのかという基本を忘れないで議論を進めていただきたいと思います。

私は、何度も申し上げていますが、議論はテーブルの上でぜひお願いしたい。テーブルの上で、そしてかかわる、民営化に期待を寄

せる、そういった事業体の皆さん方にも常に公平な参入の機会を得られるようお願いしたいと思うんです。繰り返して申し上げていますから、このことはこれ以上申しませんが、そのためにも検討期限ですね、最初は昨年12月というお話でした。そして、3月まで延びました。今回は検討、継続ということでございまして、いつまでかかるんだろうかというのがあります。急いで、出た方向がまた変わるということがあってもおかしいわけですが、最終期限というのをいつに持っているのかですね、検討のです。民営化に向けて検討の最終期限をいつに持っているのか、時期設定があれば教えてください。

それから、最終処分場の問題でございます。前回の議会で私は発注方法についてお尋ねをいたしました。あわせて、今後美唄市民がやらなければならないこと、行政がやらなければならないこと、耐用限界にかかわる25億円もかける最終処分場が、たった15年で埋まっちゃうなんていうこと、本当にしていいんだろうか。1人ひとりが自分のこととして減量化に取り組む、そういう市民運動を構築していかなければ、これは美唄市の経営は成り立たないんじゃないだろうか。市民参加のまちづくりでないんだろうかということもお話をさせていただきました。

きょうは、この発注方式の問題について、限って再質問させていただきたいと思うんですが、この提案型の発注方式、これ説明聞いてもよくわかんないんです。ということは、美唄に実績がないんです。よくわかんないんですが、ご答弁をいただいたわけでございま

して、これはこういうことをやれば一括発注方式なのか、分離発注方式なのか、どっちなんだろうかと。なぜ発注方式にこだわるかといいますと、交流拠点施設の約21億円の事業でしたが、この工事発注に当たって、市長は地元の業者のことを考えていないということ結構言われているんです。市長は、だれよりも清潔で公正で公平で、やり過ぎるぐらい清潔なんです。だから、そういう市長のもとで工事発注をする際、常に地元のことを考えて、そしていまのルールの中で仕事を発注していく人ですよということをお話しています。この美唄の中では、本当に最後の最後の大きなプロジェクトなのかもしれません。期待も大きい。この発注方式1つで、地元企業が参入できる方式なのかどうなのか。当然この発注方式が客観的な説明責任を果たせるものなんだろうかと、この辺私どもは素人です。その辺の説明が欲しいということなんです。言われなき批判というのは、受けるべきでないです。批判には明確に反論しなければならない、こんな視点もございしますので、少し工法について、それと発注方法の決定をいつするのか。

今後の計画からいきますと、いまの埋立最終処分場、これは平成19年3月にいっぱいになると。だから、それまでに新しい施設をつくらなければならない。それで、17年、18年の2カ年でつくريましょうということなんです。17年ということとは、来年度です。この建設にかかわる問題もそうですが、やっぱり地元との市民の皆さんとのこれからのごみ処理をどうするかということの合意形成の場も必要でしょうし、余りのんびり構えてい

られないんじゃないでしょうか。そんな意味からしますと、工法に関する検討についての結果が出る時期をいつごろととらえているのか。工法その他の考え方について、市長、おわかりにならないければいいです。また別の機会に聞くこともございますが、この時期設定に関しては、市長のご指示がなければ、なかなか事務方の作業が詰まらないんじゃないかという気がしますので、ぜひその点、お示しただけだと思います。

●議長中西勇夫君 紫藤議員の再質問に対する理事者の答弁は、午後からといたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 0時59分 開議

●議長中西勇夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

紫藤議員の再質問に対する理事者の答弁から入ります。

市長。

●市長井坂紘一郎君 紫藤議員の再質問にお答えいたします。

初めに、交流拠点施設整備基金の積立目標額についてでございますけれども、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、パークゴルフ場の料金設定についてでございますけれども、さきに答弁いたしました、市民のご意見等を十分参考にし、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

また、オープンの時期につきましては、今後とも芝生の養生管理に努め、生育状況を見

きわめた上でオープンの時期をできるだけ早く市民に周知してまいりたいというふうに考えております。

次に、福祉施設の第三者評価制度等についてでございますけれども、福祉サービスが措置から契約となったことによりまして、利用者みずからサービスを選択する上での必要な情報提供を行うとともに、事業者自身によるサービスの質を向上させるものとして必要なシステムであることから、市といたしましてこの制度を地域に広げていくため、情報提供など必要な環境整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、恵風園・恵祥園の民営化についてでございますけれども、秋ごろをめどに検討委員会として民営化の方向性を取りまとめる予定であり、それらを踏まえ、民営化の実施時期を検討してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、最終処分場の発注方式の検討についてでございますけれども、今後のスケジュールといたしまして、発注方式の検討も含めた最終処分場の事業推進支援業務をコンサルタントに委託することとしており、その結果を踏まえ、庁内関係課で十分協議を行い、発注方式を決定してまいることとしております。

また、決定の時期につきましては、おおむね10月ごろをめどと考えているところでございます。

●議長中西勇夫君 18番紫藤政則君。

●18番紫藤政則君 1点、再度質問したいと思いますが、福祉のまちづくりについて伺いたいと思います。

私もこの地域福祉の問題を議会で議論させ

ていただくときに、一番気になりますのが美唄の置かれている福祉水準というのがどの位置にあるのだろうか。それを、どう客観的に見比べられるのだろうか。そのデータというのは、何をもとにすればいいのだろうかということを常に意識して議論しています。

前にわかりやすい予算書ということで、ニセコ町の「もっと知りたいことしの仕事」と、全戸に配っているということでございます。この予算書は、1つには公共施設の整備状況等が近隣に比してどうなっているのかということなどを常に比較をして、それでニセコのことしの仕事は、それをするによってこうなっていくという、数値で仕事はどうつながっていくということがわかるようなことを常に心がけておられる。ニセコのまちづくり基本条例も、いわばそういったものを積み重ねて1つのまちづくりの基本の法体系ができ上がったということでございまして、条例ができたから、その条例に基づいていろんなシステムをつくっていくことじゃなかったわけなんです、積み重ねだったんです。

私どもそれぞれ原課の皆さん方とさまざまな意味でお話を聞いたり、勉強したりする機会がありますけれども、率直に言って、そういった意識で職員の皆さん、仕事を組み立てているんだろうかという、すべてがすべてそうでないような気がしてならないわけです。これは、市長ご自身が持っている美唄のまちをどのようなまちにしていこうかというイメージと、そしてそれに向けて具体的にどう手順を講じていこうかという工程表、この辺が職員全体の意識として共有されなければならないのでないかなと思うんです。

市長が取り組まれてこられた今日までの美唄の地域福祉の水準、この推進というのは、大いに自信を持っていいと思います。ぜひ志を高く持って、これからも市民のために、この地域福祉の推進を継続していただきたいと思います。そのためにも、共有をする職員、そして市民の皆さんとの文字どおり共同作業できるような、そういった、先ほど1つの例としてどう水準を見比べたらいいのかなというお話を申し上げましたけれども、そういった環境整備を整えていく必要があるんでないだろうか。未来に向かった取り組みですから、ひとつ希望を持って、私どももわかるようにしていただきたい。職員の皆さんもわかるようにしていただきたい。その水準に1人ひとりが力を合わせて向かっていると、そういう体制づくりにひとつリーダーシップをとっていただけないだろうか、この点伺いをしたいと思います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君 紫藤議員の再々質問にお答えいたします。

ただいま地域福祉に関連をした、いわゆる施策の目標、評価等々について、このことにつきましては私どもの市役所の仕事の施策、事業等もすべてそうだと思いますけれども、いずれにしてもしっかりした目標値を持って、そして事業を遂行した場合の評価というものをお互いに共有し合わなければだめだというふうに思っています。そういう形で、当然地域福祉等につきましても、どういう福祉サービスの尺度、どういうものを起点にして持っていくかという、いろんな手法はあろうかと思いますけれども、その辺のことを十分また

検討してまいりますけれども、いずれにしても工程表等は、いろんな事業をこれから展開していくわけでございますけれども、職員はもちろんですけれども、市民の皆さんとのこれからの共同作業の中でその辺のことをしっかり踏まえて対応していきたいというふうに考えているところでございます。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

15番内馬場克康君。

●15番内馬場克康君（登壇） 平成16年第2回市議会定例会に当たり、大綱4点について、市長並びに教育長に質問いたします。

大綱1点目は、交流拠点施設「ゆ〜りん館」についてであります。この交流拠点施設につきましては、前段同僚議員から質問ありましたが、若干視点が違いますので、質問させていただきますと思います。

スポーツ・レクリエーションの里づくりの核となる交流拠点施設「ゆ〜りん館」につきましては、市長公約の最大のプロジェクトとして美唄市発展の起爆剤とするという市長の信念のもとに構築をされました。昨年12月19日オープン以来、市の内外から多数の方々がこの施設を利用され、当初計画をしていた入り込み数を大きく超える盛況であることは大変喜ばしいことであります。今後ともこの状況が続くことを願うものであります。

また、この施設は巨額の投資をして開館をした施設でありますから、特に市民の皆様は期待をし、注目をしている施設であることから、市民の方々に理解をされ、親しまれるような運営をしていかなければならないものと思います。この点を踏まえ、以下質問をさせていただきます。

1点目のオープン後の入り込み状況と評価についてでございますが、これにつきましては前段同僚委員の方から質問がございましたので、割愛をさせていただきたいと思いますので、議長においてよろしくお取り計らいをさせていただきたいと思います。

2番目の株式会社ベル・カントの内容についてであります。入り込み客が多いということは、民間のノウハウによる宣伝効果の大きなものが非常にあるだろうと、このように考えるところでございます。これは、市長が選択をした第3セクターの相手方である株式会社アンビックスとの最良のパートナーとして連携したものによる効果と、このように評価をしているところでございます。

そこで、第3セクターである株式会社ベル・カントについて、若干お伺いをいたしますが、株式会社ベル・カントについては、美唄市が51%の出資、株式会社アンビックスが49%の出資により設立されたことは承知をしておりますが、確認の意味でお聞きをしておきたいと思います。最初に、この会社の設立目的と事業内容についてお伺いをいたします。あわせて、会社役員の構成及び社員数についてお伺いをいたします。また、会社の代表権については、管理運営の責任を明確にするとともに、円滑な運営を行うために双方の取締役のうちそれぞれが代表権を持つ複数代表制の形をとるとの考えが示されておりましたが、この複数代表制の意義についてお伺いしておきたいと思います。

3つ目は、株式会社ベル・カントの施設契約についてであります。昨年12月、施設完成後、株式会社ベル・カントから市が買収

をし、市の行政財産として管理しているものと思いますが、いま現在この施設で営業している株式会社ベル・カントはどのような内容で契約されているのか伺います。委託業務の範囲、委託料、施設の維持管理に係る費用負担、契約期間等、できるだけ詳細にお伺いをしたいと思います。

4つ目は、施設の管理運営についてですが、施設の管理運営は株式会社ベル・カントが行っているものと思いますが、このような施設の管理運営は過去の反省を踏まえ、官と民との区分を明確にし、管理することが重要であります。大切なことと思います。

そこで、お尋ねをいたします。現在株式会社ベル・カントが運営している部分と民間の株式会社アンビックスが営業している部分が館内の中で混雑しているように見受けられますが、この辺の関係はどのように整理されているのかお伺いをいたします。

5つ目は、施設の入館料についてですが、この施設の入館料について、大人600円で、うち100円が入湯税となっており、入湯税100円は基金として積み立てをし、会館の修繕費やリニューアル、将来に予想される大規模改修のために備えるということでありました。

それで、先ほども同僚議員からお話がありまして、重複する部分があると思いますけれども、改めてお伺いをさせていただきます。平成15年分の入湯税400万円と減価償却費の一部に相当する金額として200万円、合わせて600万円を基金として積み立てるということで補正をしてございますが、平成16年度以降、この入湯税の扱いについてど

のように考えておられるのか。また、基金の扱いについても、今後どのようにしていくのか、重複すると思いますけれども、お答えをいただきたいと思います。

大綱2点目は、地域医療についてであります。前段同僚議員から質問がありましたが、視点が違いますので、若干重複する部分があるかと思いますが、お伺いをいたしたいと思います。

市長の市政執行方針の中で、地域医療については市民が安心して診療を受けることができる医療サービスを確保するため、地域医療体制について検討を進めてまいりますということで、市立病院の健全化については経営の具体的なことに触れられておりますが、地域医療の方向性や充実等に対する施策が方針として示されておられませんので、以下お伺いをしたいと思います。

1つ目は、地域医療に対する基本的な考え方についてですが、美唄市はこれまで市立美唄病院、美唄労災病院とあわせ開業医も多く、医療資源に恵まれ、他市町村のように救急患者のたらい回しと、このようなこともなく、今日まで来ているところですが、昨今の現状といたしまして、医療費の抑制政策等によりまして、市立病院の経営、労災病院の統廃合の問題を含め、医療を取り巻く環境は大きく変わってきており、地域医療が崩壊するという危機を迎えておりますが、これらの現状を踏まえ、地域医療をどのように考えておられるのか、地域医療に対する市長の基本的な考え方をお伺いいたします。

2つ目は、自立と地域医療の方向性についてですが、市町村合併において自立を

選択したわけですが、財政状況も非常に厳しいということでもありますし、ますます今後厳しさを増していく中で地域医療の向かうべき方向性も、これもきちっと示して取り組まなければならないものと考えています。この点、どのようにお考えになっているかお尋ねをいたしたいと思います。

それから、3つ目といたしまして、市内医療機関との連携についてであります。市内には多くの医療機関があり、それぞれが市民の健康を守る大切な役割を果たしておりますが、市長はこれらの医療機関の役割についてどのように考えておられるかお伺いをいたします。

それから、4つ目は美唄労災病院についてであります。かねてからの懸案事項でありました美唄、岩見沢労災病院の再編、統合問題については、去る3月30日、厚生労働省の発表により独立行政法人化となった美唄と岩見沢両病院の平成19年度までの統合が正式に決まり、いずれかを分院化とする存続の発表もあり、その中では美唄は脊髄損傷などの外傷系診療、岩見沢はじん肺などの呼吸器系など、機能分担を図る可能性があるが、現行の診療科目をどう変更するかなどの具体案は示されておらず、またどちらを本院、分院とするかも決まっていないとのことでもあります。美唄労災病院が当面存続することに対し、市長の存続に関しては安心したとのコメントがありましたが、美唄労災病院ではその後診療科の変更ということで、現行診療科を5科程度削減するとも聞いております。眼科、神経科などの診療科の削減がなされますと、地域医療に及ぼす影響は多大となります。この

ため、診療科がどのようになるのか、具体的な内容について掌握をしていればお聞かせ願いたいと思います。また、その後の労災病院の動きについても、わかればお聞かせをいただきたいと、このように思います。

大綱3点目は、市立美唄病院の経営についてであります。市立病院の経営健全化につきましては、1日も早い経営の自立へ向け再々、質問しておりますが、医療費の抑制政策などにより医療環境は厳しさを増しており、市立病院の経営も大変厳しい状況が続いているものと思われます。現在第5次健全化計画の策定へ向け努力をされておりますが、以下具体的にお伺いをいたします。

その1つは、健全化計画についてであります。健全化計画の進捗状況についてであります。当初計画、平成11年から17年までの7カ年計画を改めて平成14年から平成20年までの7カ年計画を策定されましたが、この計画においては不良債務の解消について、健全化の基本方針に沿った具体的措置が掲げられており、平成14年度からは年に2億円の一般会計繰入により健全化に取り組んでおりますが、平成14年度につきましては健全化の具体的な取り組みとして医師の確保に向け各国公立大学医学部への要請や求人広告の活用、関係団体への依頼を行ったほか、収入面においては療養病床の設置、透析患者の増加に対応するためのベッドの2床増床などの収入確保に努められたが、主に一般病床の入院患者の減少により計画と比較して、約・100万円減少になったとのことでした。

また、支出では退職職員の不補充や経費の節減などに取り組み、計画と比較をし、8、2

00万円の減少となり、結果として不良債務解消額は計画を上回り、4,849万4,000円になったと伺っております。改めて平成15年度の健全化計画に対する取り組みの内容と、その結果についてお伺いをいたします。

2つ目は、経営改善市民委員会についてであります。平成15年2月、多額の不良債務を抱える市立病院の経営健全化に市民の意見を反映させるためということで、市立美唄病院経営健全化改善市民委員会を設置され、市民の視点で健全化計画の進捗状況を監視し、さらに経営改善のための具体的な提言をしてもらうのが目的であるということでありました。昨年、平成15年第3回定例会においてお伺いした時点では、3回程度の委員会の開催であり、病院側として平成14年度の決算及び健全化計画の実施状況について報告をし、各委員に病院経営について共通理解を深めていただいている段階であり、具体的な議論による提言をいただく段階にはまだ至っていないとの答弁がありました。改めてお伺いをいたしますが、委員会のメンバー、正副委員長、委員に対し、報酬と支出に関するものがあれば、お知らせをいただきたいと思いますし、あわせて具体的に検討された事項並びに健全化計画に反映されている部分についてお伺いをいたします。

3つ目は、産婦人科のサテライト化に伴う診療体制についてであります。さきの報道によりますと、北大医学部産婦人科医局から常勤医の打ち切り通告ということで、8月末で市立病院への医師派遣を打ち切り、9月からはセンター病院と位置づける砂川市立病院に医師を集約する旨の話が正式に伝えられ、市

長は条件つきで医局の方針を受け入れるとありました。これにより、市立美唄病院はサテライト病院として非常勤医師の派遣はあるものの、常勤医師が不在となれば、きめ細かな地域医療が崩壊するものと思われます。労災病院の産婦人科についても昨年8月末で派遣が打ち切られ、休診中のことでもありますし、美唄市内には産婦人科の個人病院もなく、市民にとっては市立病院の産婦人科だけはどんなことがあっても守ってほしいとの強い要望がありました。産婦人科の常勤医がいなくなることにより、美唄市内では子供が産めないことにもなりますし、出産以外にも婦人科を必要とする疾病はたくさんあるということで、市民の間で非常に不安が増大しております。

以下、お伺いをいたしますが、今後の出産に対する対応ですが、市立病院における平成15年の分娩数は126件ということですが、8月以降の出産予定者は砂川市立病院での出産となるということであります。この対応をどのように進めていくのかお伺いをいたします。

また、産婦人科の外来の診療についても、平成15年5,869件ということですが、固定医がいなくなった場合、日がわり医師の派遣になるものと思いますが、医師の指示などにおいて、新たな問題が発生するような気がいたしますが、この点どのように考えておられるのか。あわせて、婦人科の入院患者の対応はどうかお伺いをいたします。

4つ目といたしまして、各診療科における医師の確保についてであります。婦人科のサテライト化に始まり、内科、整形外科においても医師不足ということで心配がありまし

たが、市立病院の全診療科の必要医師数と現状について伺いをいたします。

また、固定医と非常勤の区分についてもお知らせをいただきたいと思います。

5つ目は、医師の勤務条件の現状と課題及び改善策についてであります。市立病院の医師不足により労働過重というお話を聞いておりますが、特に内科医師については入院患者、外来患者の診療とあわせて検査体制、当直体制、これらについてどのように現状を分析されているのか、現状分析とあわせて課題、その改善策についてどのように考えておられるのか伺いをいたします。

6つ目は、療養病床の増床についてであります。高齢化の進展に伴いお年寄の長期入院患者が増大しておりますが、長期入院患者が180日を超えた場合、入院費の一部自己負担の増となり、負担増したとしても、病院の在院日数による診療報酬の関係で長期にわたる入院ができない状態が依然として続いております。このような状況の中で、療養型の病床を求める患者が依然として多いわけですが、市立病院の療養型病床は45床ということで、これも常に満床ということであり、療養型病床については、いま45床については採算性もとれていないと伺っておりますが、入院をするためには依然として数カ月の待機が必要という話であります。

また、市内にある療養型の2病院についても、依然として入院のご相談を申し上げてから、大体半年以上もかかるようであります。前回この問題についてお聞きをいたしました、医師数の関係もあり、今後の検討課題ということで伺っておりますが、その後の状況

について伺いをいたします。

大綱4点目は、教育長にお伺いをいたします。学校給食についてであります。学校給食の意義としては、1つには栄養バランスのとれた食事の摂取により健康の保持増進と体位の向上に資すること、望ましい食習慣を形成すること、好ましい人間関係を育てること、奉仕や協力、協調の精神、社会性を養うなど、多様な教育効果が期待できるとあります。

2つには、国民の食生活は一般的には豊かにはなったが、不規則な食生活や栄養のアンバランス等も見られ、学校給食は健康な食生活に関する理解を深め、幅広く健康について考えていく姿勢を養っていくために重要な役割を果たしていると言われております。

美唄市におきましては、市内小中学校14校の完全給食が実施されており、また平成14年度からはへき地保育所を含めた中で行われておりますが、特色といたしましては100%手づくり給食の実施を中心に、無低農薬野菜の積極的な活用あるいは美唄産米の全量使用などを掲げるとともに、学校給食展の開催などにより父母等に対する給食内容の展示、試食等により児童生徒に必要な栄養はもちろんのこと、嗜好等にも努力をされ、大変父母等にも喜ばれているとお聞きをしております。

そこで、以下具体的にお伺いをいたしますが、1つは給食事業の概要について、市内小中学校への配食及びへき地保育所への配食数及び給食費の単価、その他給食事業として特色的なものについてお知らせをいただきたいと思います。

2つ目は、学校給食の運営協議会についてであります。学校給食を円滑に実施するた

めに必要な事務事業を行うとのことで、学校給食運営協議会をつくって、その運営に当たっているとのことでありますので、その運営協議会の目的と運営協議会の概要についてお伺いをいたします。

3つ目は、給食会計についてであります。運営協議会の中で事務局規程を設けており、事務局職員の中で事務局は運営協議会の委任を受けて学校給食会計の運用を行うものとし、給食実施に係る会計処理の権限においてはすべての権限を委任されているとなっているそうですが、給食会計はどのようになっているのか。そのシステムについてお伺いしたいと思います。

あわせて、給食費の未納等はあるのかどうかお伺いをいたします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） 内馬場議員の質問にお答えいたします。

初めに、交流拠点施設について、株式会社ベル・カントの内容についてでございますが、会社設立の目的としましては、経営に民間のノウハウを取り入れ、厳しい競争に勝ち残るために、美唄市と民間が出資する株式会社ベル・カントを設立し、管理運営を委託したものでございます。

そして、事業の内容としましては、美唄市から委託を受けて行う温泉施設の管理運営が主なものでございます。

次に、出資の比率でございますが、美唄市51%、株式会社アンビックス49%となっております。

会社役員の構成につきましては、代表取締役が2名で、取締役が2名、監査役1名の計

5名の構成で、円滑な管理を行うため、1人体制では官民どちらかに偏るおそれがあり、利益も追求しなければならないと考えますが、市民にも利用しやすい、双方偏らない体制を持つため、株式会社アンビックスの代表取締役前川二郎氏が代表取締役社長に就任し、私が代表権を持つ会長となったものでございます。

なお、株式会社ベル・カントの社員は置いてございません。

次に、株式会社ベル・カントとの施設契約についてでございますが、公有財産購入契約に基づき、平成15年11月26日売買契約を行い、価格といたしましては10億9,280万円で買い取っております。委託業務の範囲につきましては、美唄市交流拠点施設条例及び同条例施行規則に定めるところにより、交流拠点施設の設備及び備品の維持管理が主なものとなっております。

委託料につきましては、管理運営に係る収入をもってすべて支出を賄う利用料金制をとっております。

施設の維持管理に係る費用負担につきましては、当該施設に付随する駐車場などの施設用地の維持管理及びその他設備、備品などの修繕は、株式会社ベル・カントが管理責任において費用負担し、躯体及び基幹設備に係る規模の大きな修繕は市が行うものとなっております。

業務委託契約の期間につきましては、市が51%出資する株式会社ベル・カントとの間に委託料を伴わない利用料金制の方式により業務委託契約を行い、人員確保の問題や安定したサービスの提供を考え、10年間とした

ものでございます。

しかしながら、市が出資する第3セクターで、委託料が伴わない業務委託契約についても単年度契約が基本でございますので、早急にベル・カントとの契約内容を改定しようとしているところでございます。

次に、施設の管理運営についてでございますが、交流拠点施設の管理運営は株式会社ベル・カントに委託しておりますが、株式会社ベル・カントが管理運営上のリスクを負うことを極力回避するため、受付業務、経理、売店、レストランなど、個々の業務については株式会社アンビックスに業務を委託いたしております。

次に、施設の入館料についてでございますが、入館料の総額を株式会社ベル・カントの収入として受けますが、大人1人100円の入湯税と施設の減価償却費相当額の一部に相当する負担金として年600万円を施設所有者の美唄市に納めることとなっており、残りの入館料のうちベル・カントの会社経費として75万円を差し引いたものが株式会社アンビックスの業務委託料となっております。

施設の減価償却費相当額の一部に相当する600万円は、基金として積み立てることとしており、入湯税につきましては市の目的税として取り扱うこととなっております。

なお、15年度につきましては負担金200万円と入湯税のうち400万円を基金として積み立てたところでございます。

次に、地域医療について、地域医療に対する基本的な考え方についてでございますが、近年、自治体病院の経営状況は全国的に大変厳しいものとなっており、また地域における

医師の確保は極めて困難を伴うものとなっております。

このような中、自治体病院が地域住民の医療ニーズを的確に把握し、いかに地域における医療提供体制の確保を行い、良質な医療をどう効率的・継続的に提供していくことができるのかがますます重要な課題となっております。

私といたしましては、市民の皆さんが安心して治療を受けることができる医療サービスを確保するため、これまで培ってきた医療資源を生かしながら、新たな地域医療体制づくりに取り組むことが必要であると考えております。

次に、自立と地域医療の方向性についてでございますが、昨年10月に策定をした「美唄市自立のシナリオ」では、総合病院を含めた地域医療体制の見直しを行うことといたしております。このため、今後必要とされる医療を市民のために確保していくためには、どのような医療が必要なのかを検討するとともに、総合病院のあり方についてもあわせて検討していくことといたしております。

次に、市内医療機関との連携についてでございますが、市内における医療提供体制を確保し、良質な医療を継続的に提供していくためには、医療機関相互の連携によりそれぞれの機能を生かしていくことが重要であると考えております。

市内には、総合病院を含め多くの医療機関がそれぞれの分野で地域医療の推進に寄与されており、特に高齢化が急速に進む本市においては、保健や福祉との連携のもとに民間病院の果たす役割が今後ますます大きくなるも

のと考えております。

次に、美唄労災病院についてであります。労災病院の再編計画では、平成19年度までに美唄と岩見沢の両病院を統合し、本院・分院としてそれぞれ存続させるという内容が示されました。このため、美唄労災病院ではどういう形で病院を存続させて、機能の高度化・効率化を図っていくかなどについて、検討しているというふうに伺っております。

次に、市立病院の経営についてでございますが、医師の勤務条件についてであります。現在内科では1日平均約180人近くの外来診療のほか、大腸や胃カメラなどの検査を実施しております。また、当直回数も全医師の1カ月平均が3.5回と他市の実態から見ても多い状況となっており、かなりの負担がかかっているものと認識をいたしております。こうした状況から、土曜、日曜の一部について、外部から当直医をお願いいたしております。

また、9月には外来診療及び当直を行う非常勤医師の採用を予定しており、外来診療や当直などの負担を少しでも軽減できるよう努めているところでございます。いずれにいたしましても、医師の確保が最大の課題でございますので、今後とも医師の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、療養病床についてであります。現在療養病床は満床であり、約10名の待機者がいることから、市民ニーズも高いと認識をいたしております。しかし、療養病床を増床する場合には、医師数が医療法に定める基準数を満たしていることが条件となっておりますことから、増床については現状では難しいものと考えております。

なお、市立病院に関する経営健全化計画、経営改善市民委員会、産婦人科の診療体制、各診療科の医師確保につきましては、病院事務局長から答弁させます。

●議長中西勇夫君 市立美唄病院事務局長。

●市立美唄病院事務局長堀川泰雄君 健全化計画について、経営改善市民委員会について、産婦人科のサテライト化に伴う診療体制について、各診療科における医師の確保について、以上4項目につきまして私から答弁をさせていただきます。

健全化計画についてであります。平成15年度の主な取り組みは、医師の確保に向け引き続き各国公立大学医学部への要請や求人広告の活用、関係機関団体等への依頼を行い、12月に整形外科の常勤医師1名を採用したほか、循環器内科の非常勤医師派遣回数の増が図られました。

また、療養病床の効率的な運用を図るほか、受診や入退院時の相談など、患者や家族のさまざまなニーズにおこたえするため、医療総合相談室を設置いたしました。

収入では、診療単価の増や新たに脳ドック検診を実施し、収益増に努めましたが、計画と比較しますと約3億3,300万円の減収となったところであります。その理由といたしましては、入院・外来の患者数の減少が主なものであり、昨年10月で退職した内科医師の後任が確保できなかったことも要因となっております。

一方、支出では退職職員の不補充など、人件費の削減や一般経費の支出抑制に取り組み、計画と比較して約2億2,300万円の減少となりました。

この結果、不良債務解消額は計画額の1億0,744万6,000円を大きく下回り、約448万円となる見込みであります。

次に、経営改善市民委員会についてありますが、委員会の構成メンバーは一般公募の市民2人を含む学識経験者や経済、労働、婦人、高齢者、福祉の各団体のメンバー10人で構成され、委員長に専修大学北海道短期大学の寺本教授、副委員長に美唄聖華高校の斉藤校長が選任されており、委員の皆さんには費用弁償相当額として1回1,200円をお支払いしております。当委員会は、平成15年2月の初会合から現在まで8回開催されました。この中で委員会側の要望を受けて、医療制度や健全化の具体的内容などについて病院側から説明を行い、病院経営等に対する共通理解を深めていただいたところであり、具体的な提言の段階には至っておりません。

なお、本年度は7月と11月に委員会の開催が予定されており、今後の委員会におきまして、健全化に向けての具体的な検討がなされることとなっております。

産婦人科の診療体制についてであります。6月の広報メロディーで市民の皆さんにお知らせいたしましたが、9月からサテライト病院として外来診療のみの体制へ移行することとなりました。これに伴い、8月以降の出産予定者はセンター病院である砂川市立病院か、または患者が希望される病院へ紹介することとなり、婦人科の入院につきましても9月以降は砂川市立病院か、または希望される病院に紹介することとなります。

なお、夜間救急体制など詳細については、今後北大及び砂川市立病院との協議の中で詰

めていくことになっております。

各診療科における医師の確保についてありますが、医療法で定める標準医師数は、過去1年間における入院、外来患者の合計数を基礎に求めることとなっております。当院における標準医師数は19.3人となり、これに対し現在の医師数は14.81人で76.7%の充足率となっております。

次に、平成16年4月1日現在の各診療科の医師数について申し上げます。

内科、常勤4人、非常勤0.47人、
小児科、常勤2人、非常勤0.01人、
外科、常勤4人、
整形外科、常勤2人、非常勤0.18人、
産婦人科、常勤1人、
耳鼻咽喉科、常勤1人、
眼科、非常勤・15人、

合計で常勤が14人、非常勤が0.81人となっております。非常勤につきましては、勤務時間や勤務日数が異なることから、常勤に換算をしております。

なお、診療科別の標準医師数につきましては、算出の規定がありませんが、内科につきましては平成13年度の6名体制と比較しますと、1.5人の欠員と考えております。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 内馬場議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、給食事業の概要についてありますが、学校給食は児童生徒の心身の健全な発達に資することを目的として実施しているものであり、小中学校14校で約2,400食及びへき地保育所5カ所には約160食を配食しております。

本市の学校給食は、１００％手づくり給食であり、米飯には美唄産のほしのゆめを全量使用し、また地元の無低農薬野菜の積極的な使用をしていることが特色でございます。

なお、給食費１食当たりの単価でございますが、小学校は２４４円、中学校は２８９円、へき地保育所につきましては２１３円となっております。

次に、学校給食運営協議会についてですが、この協議会は学校給食を円滑に実施するため、美唄市校長会、美唄市ＰＴＡ連合会及び各小中学校ＰＴＡからの推薦者１８名により構成され、運営されているものであります。事務事業は、給食費会計及び給食内容の充実についてであり、事務局を美唄市学校給食センターに置き、センター職員が事務処理を行っているものでございます。

次に、給食費会計についてですが、学校給食運営協議会において会計事務取扱規程を定め、適正な運用に努めているところであります。平成１５年度給食費会計の決算見込みは、総額１億２，７００万円となりますが、各学校からの納入に未納金は発生しておりません。しかし、各学校における保護者の負担する学校給食費につきましては、口座振込や督促などにより、できる限り未納金が生じないよう努めているところでありますが、実態として過年度分を含め、一部の学校で未納金が生じているものと聞いております。

●議長中西勇夫君　１５番内馬場克康君。

●１５番内馬場克康君　再質問をさせていただきます。

１点目の交流拠点施設の関係でございますが、その中の施設の管理運営について、現在、

第３セクター、ベル・カントとアンビックスの関係でございますけれども、たとえばあの会館の中で営業しているレストラン等については、アンビックスへすべて委託をしているということでございますけれども、それでレストランを利用した日帰り客と、たとえばアンビックスが経営しているホテルの宿泊客があのレストランで朝、夕食を利用した場合とか、それからそのときの食材、さらには個別の宴会等がありますよね、そういうものが入った場合に、この食材とか飲み物などを仕入れる区分だとか、こういうものを区分けしてきちっとやってもらうのかどうかと、この点について。そしてまた、あわせて会計処理と、どのような形でやっておられるのかということでお聞きをしておきたいと思います。

そしてまた、ホテルの宿泊客が朝、夕食をとる場合にレストランを使用すると、こうなった場合、ホテル側からレストランを使用する使用料といいますか、ホテルの宿泊客が朝、夕食をとるわけだから、その場合に使用料等の手数料というか、そういうものを徴収するという部分があるのかどうなのか、この辺をお聞きしたいと思います。

あわせて、これもアンビックスに委託をされているようでございますけれども、会館ロビーにお土産コーナーとして売店がありますが、この売店の形態、どのような形で行っているか、これについてお伺いをしておきたいと思います。

それから、施設の入館料についてですが、施設の利用者が非常に予想以上に大変多いということで、入館料収入も相当見込まれまして、今後の経営については当面、本当

に心配をすることもないし、危惧することもないと、このような形でもって順調にいつていると思います。

そこで、ひとつこの施設ができたことによるまち場の声としてお聞きいただきたいと思いますが、この温泉施設の計画時点では、この交流拠点施設はまちづくりの核になり、美唄市の経済の活性化につながるということで言っておられる。そして、その中で市内商店街、特に飲食店等においては、温泉施設の開館後、例年と比較して3、4割の売り上げが落ちているとのお話であります。

そこでお話の中で、これは温泉ができたことの弊害だということで地元経済の活性化に逆行しているというお話でございましたけれども、年末のオープンという部分があるということで、たとえば町内会なんかもそうですけれども、年末の忘年会だとか新年会という形でもって新しいところでやろうということで随分流れてきた分というのは間違いなくあったと思いますし、それからそれに引き続き、会館が新しいから早く行ってみようという部分もあるし、それから花見の時期にぶつかってきたという部分で、大変そういうものが一時的にはあったのかなと、こういう気はいたしますけれども、今後ともこういう形でいつて新しい会館でという形になってくれば、この現象は一部今後も続くものがあるのかなと。あるとすれば、この影響は若干あるのかなと、このようにも思われます。したがって、このような現象を踏まえまして、地元経済の活性化にもこの拠点施設を十分反映していかななくてはならないと、このように考えるところでございます。したがって、これらの

点についてどのように考えておられるかお伺いをいたしたいと思います。

それから、地域医療についてであります。自立と地域医療の方向性についてでございます。地域医療を確保する上で、総合病院としての役割りは非常に大きいものがある、このように考えます。特に市立病院は、地域の中核病院として市民の健康を守るということで、市立病院の健全化経営につきましては、私は経営健全化計画だけでは、何回も市立病院の質問をしてくる中で、絶対市立病院の健全化で立ち直るということにはならないのではないかと。したがって、市立病院として本当に市民に対しての使命を果たすためには、市立病院の進む道を明確にするということで急性期医療を目指すことはもちろんいいことだけれども、現実問題として高齢化等によります慢性期医療もございます。だんだん慢性期疾患の患者が非常に多いという現状、この認識に立って、市立病院はどのような医療を提供していくことが必要なのかということを明らかにしながら、方向性を定めて市立病院の健全化経営に取り組むべきであると、このように考えているわけでございます。

したがって、私は過去に、現代の医療に適した病院の改築も必要であろうし、また総合病院として名前があるわけでございますから、現在の7科だけではなくて、診療科の充実を含めて、いろんなことを考えていかなければならないのではないかと、このようなことを提言などをしながら、今日まで質問してきたところでございます。そのときに、市長からは、いずれもいまは労災病院の統廃合が大きな問題である。これらがはっきりするま

では、なかなか市立病院の方向性というものを打ち出せないと、こういうお話でご答弁をいただいております。私は、労災病院は労災病院としても、いざという時の場合のための戦略をきちっと組んで、やっぱり市立病院の経営を考えていかなければならないということを書いてきたのですけれども、やはり労災病院があるということで、この問題を明確にしなければやれないのかなと、こういう気もいたしましたけれども、今回労災病院の縮小や分院化の方向が出されたことによりまして、やっぱりこれとあわせて市立病院のあり方について方向を持って取り組むよう、早い機会に進めていかなければならないと、このように考えているものですから、この点について再度お伺いをしておきたいと思っております。

それから、市内医療機関、市立病院、労災病院、開業医との連携についてでありますけれども、前段同僚議員の質問によりまして、美唄医師会から市長への申し出があり、その対応については先ほどお聞きをいたしました。が、いずれにいたしましても総体的な医師不足ということが美唄市の総合病院の中では市立と労災ともに起きているわけでございます。その中で、いま一番の問題は、医師不足による救急当番院の問題があるということでございます。当初労災病院ができたときには、労災病院は目的をきちっと持っている病院であって、救急当番院の役割を果たさないんだと、こういう形であったようでございますけれども、やはり地域の中に溶け込んだ医療を進めていくという観点から、いま労災病院と市立病院で分けをしながら、お互いに当番院を進めているようでございますし、さらには人

口に対するベッド数の問題もございます。労災病院も縮小されてございますけれども、まだ3万人人口に対してのベッド数は過剰でないかというお話もございますし、それから一番大きな問題としては、前段いろんな議員から質問があったわけでございますけれども、脳外科の問題が一番大きな問題という形でございます。現在脳外科については週1回の診療ということで、患者移送については砂川市立病院あるいは岩見沢へ連携をとりながら救急車で搬送していると言いながらも、やはり脳外科なんかについては、突然、本当に緊急を要するという部分であって、やはり美唄の市民にとってはだんだん年をとってくると心配だと、こういう話がございまして。週1回の診療についても、本当に今後どうなっていくのかと、こういうことが非常にございまして。本当に多くの課題を抱えてございます。

そういう中で、今後市長は地域医療のあり方について、先ほど医師会とも十分連携して進めたいということでございましたが、非常に地域医療を取り巻く状況は厳しい、このように考えてございますので、課題も多うございます。地域医療体制の確立に向けて、早急に、これも本当に考えているんじゃないかと、やっぱり急いで手をつける分から取り組んでいかんきゃならないんじゃないかと、このように考えているものですから、この点、しつこいようですけれども、お伺いをしておきたいと思っております。

それから、独立行政法人化に伴う美唄労災病院についてであります。美唄労災病院については、脳神経外科、神経科、泌尿器科など、市立病院にない診療科があります。これ

らの診療科が削減されると、本当に美唄の中で疾病によっては診てもらえないということで、地域医療に及ぼす影響も非常に大きいと、このように考えております。したがって、これらに対する対応、対策も必要と思います。いま美唄労災病院では、今後どのように存続させるかについて、内部検討しているということでございますけれども、この診療科の削減等については、5科程度減らすということがさきに発表ございましたから、したがって労災病院が今後どのように存続させるかということで内部検討、9月中に出すんですか、出てから、たとえば診療科の話をして、これはどうにもならんだろうと、このように考えます。したがって、存続に対する労災病院の方向が出る前に、この削減をされるであろう診療科の問題等は、やはり地域医療を守るために市長から注文をつけて、この診療科だけはどんなことがあっても美唄市民のために確保してほしいんだということをきちっと事前に働きかけをしなければならないんじゃないか、このように考えているところですので、ぜひともこの辺は働きかけをしていただきたいと、このように考えます。

また、労災病院の関係者の方々にいろいろ聞くお話でございますけれども、いずれにしてもいま本院か分院かということで、労災病院の健全化経営というんですか、計画というんですか、それをやるけれども、3年ないし5年のサイクルでもって、それぞれ中身を見直していきながら、不採算が出てくれば、その時点で間違いなく廃院するということはもう間違いありませんよと、こういう厳しい内容だというお話を聞いてございます。美唄市

の場合、3万人の人口ですから、岩見沢の8万3,000人の人口と比べると、本院になるということはちょっと考えられないんじゃないかと。いずれにしても、分院かなと。そして、分院になっても、採算性がとれないと当然廃院、こういう段階的な形になるんじゃないかと、このように心配をされてございます。したがって、労災病院の存続問題については、ただいまお話が出たばかりでございますけれども、この辺市長として今後労災病院のあり方について、どのように分析をされて対応されようとしているのか、この辺についてお伺いしておきたいと思います。

それから、市立病院の経営についてでございます。健全化計画についてであります。経営の改善に向け大変努力をされているということでございますけれども、結果として不良債務解消額は計画の1億0,740万円を大きく下回った448万円となる見込みというお話でございます。平成14年、15年については、新しい不良債務は発生しないものの、計画している15億6,000万円の解消にはほど遠いものがあると、このように見受けられます。今後においても、入院患者の増などは急激には見込まれないだろうと思いますし、さらに今回産婦人科の問題、診療体制が変わることによりまして、一層市立美唄病院へ来る患者数は減ってくると。したがって、収益に対しても大きな影響が出てくるだろうと、このように思われます。市から不良債務解消のための一般会計繰入として、毎年2億円ですか、出してございますけれども、最終的に平成20年まで2億円出していったとしても、多分私は不良債務の解消は図れんじゃないか

と、このように思うものでございます。したがって、このようなことを含めまして、市長はこの辺をどのようにお考えになっているかお伺いしたい、このように思います。

それから、経営改善市民委員会についてお尋ねをします。健全化に向けての具体的な検討は、まだ現在もされていないと、こういうお話でございます。そして、この市民委員会の中には学識経験者も含んでおりますが、そこで学識経験者の中に医療に専門的な方がおられるのかどうか。学識経験者と書いてございますから、医療に専門的な方かなと思いつつも、市民委員会の中に10名といえますから、この中に医療に専門的な方がおられるのかどうか、この辺をひとつお尋ねするとともに、実は関係者の中で出ているお話ですけれども、医療関係者以外の者が集まって、この市民委員会を開いて、いろんなことをお話しして、果たして市立病院の経営改善が図れるのかどうかということが疑問だという人もいます。本当にいろんな話をして、たとえば病院のあそこが、不満を言えと言ええばいろんなことが出てくるんでしょうけれども、それじゃ病院は本当に健全化に持っていくための改善案を出してくれといったら、本当に私方が意見を出してまとめることによって病院の改善が図れるのかと、こういう心配を危惧されている話も聞いてございます。

そこで、私ども市議会議員も常々市民の声として病院の改善計画についてはたくさんの議員が改善に向けていろいろ提言や意見を今日まで述べてきているところであります。しかしながら、なかなか私方が言っている意見についてもほとんど、大したことがない

意見が多いからいかされないのかどうか分かりませんけれども、いかされていないというふうに考えてございます。したがって、そうなりますと市民委員会の中からいろんな改善策と、こういう声が出てきた場合に、我々は市民代表と、市民がこう言っていますよ、ああ言っていますよと常々言っていることがいかされない中で、果たしてこの市民委員会の関係がどうなっていくのかなと。市民委員会の方々も後でもって、せっかくいい提言を出して、こんなことをやった、あんなことをしたんだけれども、何もならなかったわと、こういうことになっては大変なことになるだろうと、このように思います。したがって、私、前段市議会議員のことについても言いましたけれども、この辺の市民委員会との関係を若干疑問に感じるものですから、お答えをいただきたいと、このように思います。

それから、婦人科のサテライト化に伴う診療体制についてでございます。たしか婦人科のサテライト化の話が一番最初に出たときに、このときは岩見沢市立病院も加えられていたと、サテライト病院として入っていたんじゃないかと、このように思います。岩見沢市におきましては、その後市長の努力によりまして、市立病院として2名の医師を確保したと。したがって、今後の診療には心配はないということで、市民も本当に安心したというお話を聞いてございます。さらに、岩見沢市にはいま現在市内で開業している個人医院も2院あるということで、分娩に対する環境というのは非常に恵まれていると、このように思います。したがって、当初サテライト病院の中に岩見沢市立も入っていたんだけれども、岩

見沢市が2名の医師を確保したということで、北大の言う枠のサテライト病院から外れたと。

そこで、市長は努力をされたんでしょうけれども、美唄市は1人も確保できなかった、結果としてこういう数字が出たわけですよ。そうしますと、市民はもうこれを見て非常に不満に感じているところでもあります。そして、この辺の事情なんですけれども、岩見沢市の人口はいま8万3,000人ぐらいの人口がありますし、美唄市の人口は3万を切ったというような、こんな関係もあって、婦人科の医師の確保についても人口の差によるものがあるのかどうなのか。この辺、確保できなかった理由について、一生懸命頑張ったんだけれども、できなかったんだろーと思いますけれども、お伺いをしておきたい、このように思います。

また、美唄市民の中で、今度中心病院が砂川市になるということでございますけれども、いま現在のお産について、岩見沢市の方へ分娩ということで結構行っている市民の方が多いようでございます。したがって、サテライト病院として中心病院が砂川となっても、先ほどの中では市民の方々は選択をして、どちらへ行くかというのは自由でございましてけれども、砂川の方へ向いて下っていくという方は少ないのかなと、このように思います。どちらかというと、岩見沢の方へ行く方が多いように聞いてございますけれども、そこで砂川市立病院が中心病院になったと。そして、市立美唄病院がサテライト病院で、なぜ市立美唄病院が中心病院になれなかったのか。滝川も含んでいるから、地理的な関係もあろうかと思っておりますけれども、病院の機能の充実と

か、いろんなものがあるのかなと、こう思いますけれども、その辺理由をつかんでおれば、なぜなれなかったのかお伺いをしたいと、このように思います。

それから、各診療科における医師の確保についてであります。医師の確保については市長をはじめ、局長から院長から、本当に大学へ行ったり、そっちへ行ったりということで、いろんな苦労されているということは、年明けてからも聞いてございます。そのことは十分承知をしてお聞きするんですが、その後新しい医師の確保をされていますよね。その中で、新しい医師と、おいでいただく医者との話ですから、来てもらう場合に、来ていただく先生と受け入れ側とさまざまな条件、病院側の条件もあるでしょうし、来ていただく先生の条件もあるということで、条件面での話し合いというのがされると思います。

そこで、お聞きするところによりますと、新しくおいでの先生の中で4日間ないし1週間に1度は特別休暇、これは有休とるでしょうけれども、特別休暇ということで休みをとるとか、それから当直をしないんだという条件でもって話がなされている先生もいると、このように聞いてございます。そうすると、現行、いまおられる先生方との勤務の違いが出てくるだろうと、当直回数そのものについてもですね。したがって、こういうお話が現実問題として出ておりますので、この辺の内容についてお知らせいただくとともに、違わうとすればその理由、この辺についてもお知らせをいただきたい、このように思います。

それから次に、教育長にお尋ねしますが、学校給食についてであります。学校給食の中

の給食会計についてでありますけれども、ただいま給食会計の内容についてお伺いいたしましたけれども、給食会計については運営協議会において会計取扱規程を設けて会計運営を行っているということで、平成15年度給食会計の決算見込においても、各学校からの納入金に未納金及び滞納金は発生していないという答弁であり、また一方実態として、各学校において発生した保護者が負担をする給食費の未納について、一部あるというお話がございました。学校給食費の未納につきましては、運営協議会と学校が連携して臨時徴収員を雇用するなど対応しているということでもありますけれども、実際に各学校において未納金があるのに、給食費の滞納があるのに、運営協議会で給食費が100%入って、収支の中で未納金がないとか、あるとかということとはあり得ないと。前回のときも聞いたけれども、絶対これはあり得ないと、このように思うわけでございます。

この問題については、平成14年第2回定例会においても給食費の会計ということで聞いてございまして、その時点では平成14年2月末現在の数字ということでお聞きしてございますけれども、市内小中学校8校において過年度分の未納金として580万円程度の金額がある。その後の滞納処理により300万円程度が解消されたが、その中には平成13年度分の滞納金、未納金が入っていないので、依然として500万円程度の未納金があるということでお答えをいただいております。したがって、改めてお伺いをいたしますけれども、運営協議会の会計に対して、各学校において給食費をどのような形で本当

に、集まらない給食費を各学校が運営協議会に全納されているのかな。各学校では、それぞれ給食会計というのを持っておられるのかどうか分かりませんが、いずれにしても児童生徒から集めて、運営協議会に一括納入する形になっているようでございますから、集まらない会計が全部入るということは、どうやって考えても納得できません。したがって、この辺改めてお聞きしておきます。

そこで、毎回毎回お話だけではいろいろな問題がありますので、給食会計は私会計でございまして、市から補助金等を出している会計でございまして、議長にお願いがございまして、この後の質問に必要なございまして、平成15年度の学校給食運営協議会の会計決算書、それから平成15年度末の各学校の給食費未納額については前回実態を調べてくれというお話をしておりますから、当然調べて、それぞれの学校の滞納金額については出ていると、このように思います。

それから、もう1つ関連して、運営協議会に補助金を出してございまして、補助要綱の中にその補助金目的がうたわれていると思いますので、これに関する書面、これにつきまして、文書でひとつ提出をお願いしたいと思います。

●議長中西勇夫君 内馬場議員にお伺いしますけれども、以後の質問にいまの資料が必要なんですね。

●15番内馬場克康君 はい、そうです。

●議長中西勇夫君 では、議長のもとで措置したいと思います。

暫時休憩いたします。

午後２時１０分 休憩

午後３時２７分 開議

●議長中西勇夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

内馬場議員の再質問に対する理事者の答弁から入ります。

市長。

●市長井坂紘一郎君 内馬場議員の再質問にお答えいたします。

初めに、交流拠点施設の管理運営についてでございますが、レストランや売店につきましては、株式会社ベル・カントから業務委託を受けた株式会社アンビックスが経営を行っております。

次に、いわゆる交流拠点施設の経済効果等についてでございますけれども、当初私どもが見込んでおりましたのは、大体年間１０億円前後の交流拠点施設の開業に伴う経済効果を推計しておりましたけれども、非常に当初予想したよりも多くの皆様にご利用いただいておりますので、現在のところ約１１億５，０００万円くらいになるんじゃないかという見込みをしております。幾つかその区分といたしましては、主として大きなものとして「ゆ〜りん館」の入湯料、それとあわせて基本的に生鮮食料品であるとか飲み物であるとかガソリン、あそこで使う重油等については、地元で納入をしております。そういうもの等々を合わせまして約８億７，０００万円。それから、税收等の効果、固定資産税であるとか水道料金等々を入れますと、それが約４，９００万円程度。それと、７０人余りの、パートを

含めてですけれども、従業員がおります。その従業員等の雇用に伴う効果が１億２，７００万円程度。その他ということで１，０００万円程度、大体１１億５，０００万円程度を見込んでいるところでございます。

先ほど議員からご指摘ございましたけれども、こういう形で見込んでおりますけれども、いわゆる宿泊された方、それから日帰りの方でもぜひまち中という形で、結構おりられてきているようでございますけれども、やはりもっともっと料飲店等を活用していただくというのが大きなあれだと思っております。そういうことで、以前から商工会議所であるとか、料飲店組合等々にもいろんなことを少しく工夫してやってくださいというようなお願いもしておりますので、これからもそういう形で関係団体と連携を深めて、ぜひ市街地の方にも多くの皆様に来ていただく。それがやはり交流の核施設としてのスポーツ・レクリエーションの里づくり構想に基づくものでございますので、それがひいては美唄のさまざまなアルテピアッツァであるとか、いろんなところでも紹介をしていただくというものの目的に沿った努力を今後とも続けていかなければならないというふうに考えているところでございます。

次に、市立病院の今後のあり方についてでございますけれども、今後必要とされる医療を確保していくためには、地域医療の中心的な役割りを担っております総合病院のあり方が課題であるというふうに考えております。

市内には、現在２つの総合病院を含め８つの医療機関があり、それぞれ地域医療を担っていただいておりますが、人口の減少である

とか、あるいは慢性的な医師不足、さらには労災病院の再編など、医療を取り巻く環境の大きな変化に伴いまして、市内の2つの総合病院が現状のまま存続することは大変厳しいものがあると考えておりまして、現在市と市立病院、美唄労災病院の3者により協議を進めておりますので、これらの協議経過等を踏まえ、市立病院のあり方を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、医師会等との連携についてでございますけれども、市といたしましては市と市立病院、美唄労災病院の3者による協議を進めるとともに、医療の専門的な立場でご意見をいただくために、医師会とも十分な連携、協力をいただきながら、地域医療のあり方を見直し、新たな医療体制づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、美唄労災病院についてでございますけれども、引き続き情報収集に努めるほか、現在進めております3者による検討会において、医師確保に向けた連携や診療科のあり方について検討することといたしております。

次に、市立病院の健全化計画についてでございますけれども、平成15年度の決算においては、今日の医療を取り巻く大きな環境変化の中で新たな不良債務の発生も危惧されましたけれども、院長を先頭に診療部をはじめ、職員の努力により不良債務解消額は健全化計画を大きく下回ったものの、約448万円解消することができたところでございます。

今後産婦人科のサテライト化や診療報酬改定に伴う収入への影響、さらには医師確保の困難性など、経営健全化計画の推進も一層厳

しさを増すものと考えておりますが、地域医療の確保に向けて病院経営の健全化を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、経営改善市民委員会についてでございますけれども、10名の委員の中には医療の専門家はおられませんが、経済、福祉、労働などの各分野から委員をご委嘱をしているところでございます。今後の委員会で具体的事項について検討されることと伺っておりますので、ご提言をいただいた中で健全化に反映できるものについては取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、今後とも議会をはじめ、一般市民の皆様からのご意見やご提言なども踏まえ、経営の健全化を推進してまいりたいと考えております。

次に、産婦人科についてでございますけれども、本市におきましては産婦人科医師の確保に向けて、旭川医科大学や札幌医科大学への要請を行ったほか、東北地方の5大学への要請や美唄出身の産婦人科医師への要請など、さまざまな手段を通じて医師に来ていただくよう活動いたしました。が、残念ながら医師不足から確保に至りません状況でございます。

また、砂川市立病院がセンター病院となった理由につきましては、救急搬送所要時間などを考慮し、決定したものと伺っております。

最後に、新たに着任された医師についてでございますけれども、前任の病院との関係から週1回の休暇の申し出がございまして、病院としてこれを了承したものでございます。

なお、当直につきましては、4月採用時からローテーションに入っております。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 内馬場議員の再質問にお答えをいたします。

給食費会計についてでございますけれども、保護者が負担する学校給食費の徴収は、運営協議会会計取扱規程に基づきまして、各学校長の責任において行われたところであり、運営協議会には金融機関への振り込み等による方法で適正に事務処理が行われているところでございます。

なお、各学校において発生いたしました保護者が負担する学校給食費の未納につきましては、時期を置かない督促などで早期納入を図るとともに、運営協議会から各学校に配分されます徴収事務協力金などの一時運用、あるいは運営協議会と学校が連携して臨時徴収員を雇用するなどして対応しているものと承知しているところでございます。

また、未納金の額についてですが、市内7校での平成14年度末の累計は約500万円、平成15年度新たに約290万円ほどが発生していると、このように聞いております。

●議長中西勇夫君 15番内馬場克康君。

●15番内馬場克康君 数点再々質問させていただきます。

交流拠点施設の売店の関係でございます。これは、売店の委託を受けている株式会社アンビックスの問題とは思いますが、お尋ねをしておきます。

売店に菓子などを入れる場合、お土産品として売店で販売していただく内容のことなんですけれども、たとえば販売代金の何%とか、利益の何%とか、基準を設けて品物を売店で入れているのかどうなのか、その辺の仕組み

についてお伺いをしておきたいと思います。

そして、これは市民からのお話でございますけれども、会館の売店においては通常、販売代金の20%ということで扱っているらしいという前置きがあつての話でございます。いま美唄市の中では、基幹産業である農業の米の消費拡大ということで、米粉の普及、定着を図る取り組みが非常に活発に進められてございます。去る3月には、市内で米粉シンポジウムが開催されて、米粉製品の試作に取り組んだ市民の事例発表や、さらに農家、消費者などによる討論など、真剣な議論が交わされております。

また、それぞれの立場でどのような製品ができるのかということで、調査や研究が進められておりまして、市内の菓子店などにも、それらの方々が協力を求め、製品の開発を行っているようでございます。その中で、製品はこういうもので、これは多分いいものだということで、お菓子屋が協力をして、そういう試作品といいますか、これから販売していけるようなものの1つとしてつくったというところで、それであとは問題は、できたけれども、売るところだということが一番の問題らしいんです。

そこで、どう言っても人の一番集まるいまの「ゆ〜りん館」の売店で発売してもらうことが、他市から来られる交流人口も多いわけですから、これが一番効果的だということがございまして、交流拠点施設の販売協力を実は求めたという話がございまして。そして、そのときにお話がございまして、手数料とか、納めるお金が37%をいただかなければ扱えないというお話がございまして、それで

は協力要請を受けてつくったお菓子屋が、この米粉については地元で製粉ができないということから、大体いま道外の新潟で外注を行っているということで、輸送コストや何かの問題があって、いまの段階で地元で製粉ができないために高いものにつくようでございます。したがって、製品そのものをつくるにしても、いま頼まれてつくったところが、利益を追求するという形でなくて、こういう製品ができますと。それで、販売がどんなものなんだろうかというお話でございますけれども、ここでもって37%という数字のお話があって、それじゃとても置けないと、こういうお話があって、たとえば美唄市の特産品の開発だとか試作品の販売などについて、今後あることですが、美唄市の宣伝等の意味合いからいっても、極端なことを言えば売店で利益だけを追求するんでなくて、やはりもう少し売店としての協力体制というか、美唄市の産業のもととなる製品については協力するとか、こういうお話が実はあったんです。

それで、あくまでもアンビックスで売店を全面委託しているとすれば、これは受けて、売る側と納める側の商取引ですから、話し合いでもってそれぞれ納得しなければ商談が成立しないと。一般的にはそれで済むことで、またこれも結果としていたし方ないことかなと、このように考えるわけでございますけれども、このような米粉製品のこれからやっていくというような製品については、単に手数料といいますか、そういうものの商談の不成立ということで終わってはいけないんでないかと、こういうように感じるわけでございます。市民にとりましては、公の施設であると

いうことから、一般商取引と比べて利益が薄くても、やはり地場特産品の開発製品など、美唄を宣伝するような米粉製品については取り扱いを考えていただかなければならない、こういうお話がありまして、私もそのように考えます。

したがいまして、この点、市長、こういうようなお話があるとすれば、商取引ですから仕方がないと考えながらも、ある部分ではやはり地元のものを今後どうやっていくんだという部分では考えなくてはならないと思いますので、その辺市長どう考えられるのか、この辺をお伺いするとともに、いま言ったことがそうだなということであれば、今後どのような対応をされていくか、その辺についてお伺いをしておきたいと思います。

それから、施設の入館料の関係ですけれども、入館者が非常に予想を上回って年間40万人ということで、会館の利用収入も2億円ぐらいあるわけですが、この場合、市に対しても増額負担とかなんとかということにはならないのかどうなのか。といいますのは、通常第3セクター等をつくった場合に、大体赤字を出すと市がその都度責任を負うような傾向で第3セクターの場合来ていますけれども、このように予想しない以上の利益があった場合に、こういうものが一部市に還元できないものかと、こういうことでちょっとお聞きしておきます。

それから、市立病院の関係ですけれども、産婦人科のサテライト化に伴う診療体制でございますけれども、昨日の新聞報道によりますと、北大医学部の産婦人科医局長がおいでになって、美唄市が要望した週5日の外来診

療については、週2日間の午前中のみの診療という厳しい内容であったという報道がございました。当初市長が要望していた週5日が実施されたとしても、当面はいいとしても、必ずなし崩しで日にちを減らされていくのではないか、実はこのような気がしていたところでございます。ところが、いきなり週2日の午前中ということが出されてきたということで、こういう姿になってくると、まず近いうちに産婦人科の外来、診療日数はなくなるなという気がいたします。美唄は、地域医療の実態と合わないとして、最終的に市の方からこれを受けられないというお話でコメントされているようでございますけれども、澤田院長はコメントとして、砂川の地方病院から派遣できないのであれば、大学病院から派遣してもらわなければ困るというようなコメントも載って、院長も一生懸命この点を心配されているようでございます。それで、一昨日もお話のときに市長がみずから出て、その話をされているのかどうかはちょっとわかりませんが、その辺が市長、おいでになっているのかどうか。

それからまた、3万人の人口を抱える地元で子供を産めないということになれば、本当に大きな問題だと思いますし、特に3万人のいる人口の半分は女性であります。したがって、産めないだけでなく、婦人科に係る疾病も診てもらえないということになります。そうなりますと、本当に大変だと思ったところ、またけさの新聞に、医師がいなくなることによって自宅分娩ということで、ある方が、医師がいらないんだし、それで札幌の産婆を頼んで、自宅で分娩をするんだという新聞記事が

載っていました。そして、その方は3歳と1歳の男児を抱えるという形でもって、砂川まで通うのも大変だし、また通うとしても、今後通院ということで、妊婦24週から月2回、36週から週1回の検診が必要になるということで、幼児を2人抱えて、とても検診に行けないということが1つあるし、さらに行くとなればタクシーを使うことが一番便利だが、経済的負担が多過ぎるということで、こういうことでやむを得ず自宅分娩をせざるを得ないという記事がございました。そして、その中でコメントとして、医師1人確保できなくて、どうして自立自治体なんだろう、市が福祉の充実をうたっているけれども、福祉のまちってどういうことなんだろうと、この人も苦慮した結果、自宅分娩を決めたようでございますが、市民の大半の気持ちはここに書かれているようなことでないだろうかと、このように考えるところでございます。したがって、どんなことがあっても、市長の責任において最低限の診療という体制を確保してもらうことは絶対必要だと思いますので、ぜひともひとつお願いをしたいと思います。

また、ちょっとお聞きしますけれども、美唄市みたいな大体3万程度の人口がいる都市で婦人科医院が1つもないというまちがほかにあるのかどうか。この辺は、承知していればお知らせいただきたいし、承知していなければ、構いません。

それから、けさはまた一方、新聞に夕張市が産婦人科医の引き揚げということで、地域があげて署名運動で先生行かないでと、こういう話が出ているということで、夕張も距離的に、岩見沢市街等から見れば大分距離もあ

るものですから、またいまここで言っている自宅分娩をする方々と同じような考え方で経済的な負担とかいろいろな問題が出てくるといふことで、市民をあげて撤退の反対を医者に行っているというような話が記事として載ってございました。

このようなことを考え合わせまして、将来的には産婦人科の問題をどうするんだという考え方を早い機会にきちっと持って、当面の問題は当面の問題として最大限市長に頑張ってもらいたい。今後の対応としても、産婦人科の問題についても、市長の基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

それから、各診療科における医師の確保についてであります。いま現在市立病院においては、副院長みずから当直をやっています。そして、副院長が当直をやっている病院というのはほかにはないんでないかというお話も聞いていますし、大きな病院になると、医長なども当直の中には入っていないというような環境の中で、一時的だというお話でございましたけれども、特別休暇的なものを3カ月間ぐらいですか、とられるといふことで、そういう医者がおられると。当直は現在しているんだというお話でございますけれども、そういうお話が出てくると、現在いる先生方が、医者が1人ふえてきても、いろんな部分で仕事が過重だといふようなお話があって、それぞれの医局内部の中で医者方がなかなかお互いの診療科のことを疑心暗鬼で物を見ながらという部分でうまくいかないことが出てくるんでないかと。この辺、医者方同士がうまくいかなければ、また病院の経営も大変なことになろうかと、このように考えるもの

でございます。

したがいまして、このような背景の中で実際にいまいる医者がやめたいという意思表示をしているお話を聞いてございます。したがって、その辺を市長、聞いておられるかどうかということと、そして事実とするならば、やめたいということを意思表示されている医者があるとすれば、この先生に対してどのような対応をされているかということをお伺いします。

そして、市立病院にとりましては、いまやめたいというふうに聞いている医者方については、大変貢献のある先生方でございます。そして、いま医者を確保するのは、本当に市長が努力されても大変だという時代でございますから、どんなことがあっても、この医者方については慰留をしていただくという考え方で、市長は強い決意を持って対応していただきたいと、このように思いますので、その辺についてお伺いをいたします。

それから、教育長に学校給食ですが、学校給食の未納金の関係であります。給食費の徴収については、各学校長の責任において行われている。適正に事務処理が行われているというお話でございます。確かに運営協議会会計取扱規程の中では、学校長の責任というものを非常に強くうたっているようでございます。しかしながら、運営協議会の決算報告を見ると、教育長の言うとおり請求に基づいて給食費は生徒が食べた分全額納入になって、差し引き滞納金は1つも出てございません。しかしながら、教育長がさっきおっしゃったように、未納金があるということが事実でございますから、未納金がありながら運営協議

会の決算が全額入っていますよということ自体が、どう考えてもやっぱり不思議でございます。

お聞きするところによると、市が運営協議会補助金として、去年は170万円程度ですか、支出しておりますが、これを一部未納金のやりくりの中に入れるような運用をしているとも聞いておりますし、この運営協議会の補助金そのものというのは、美唄市学校給食運営協議会の運営及び諸活動に要する事業費に対してその経費の一部を負担するということが補助することになっているわけです。そうすると、その目的は運営協議会の目的である学校給食を円滑に実施するためにということで、4つの目的を持っているわけです。学校給食における実施内容の充実に関すること。2つには、学校給食に関すること。3つ、学校給食にかかわる調査、研究に関すること。4つ、その他この会の目的を達成するために必要なことということで補助金の目的はきちっと持っているわけですね。そして、この中では当然学校給食に係る調査、研究という部分では、学校給食運営協議会の人方の研修なんかも含まれている、こういうふうに聞いているところでございます。したがって、この補助金を一時運用すること自体がやりくりとしては仕方ないのかなと思いながら、若干問題があるような気がいたします。

それから、ただいま教育長から平成15年度末の各学校の未納額として7校、790万円という数字を聞きました。そして、何回も言うようにすけれども、運営協議会の中では全額入っていると。

そこで、前回も私質問してございますけれ

ども、改めてお話ししますが、いま学校給食関係者の中では給食運営ができないんでないかと、もたないんでないかと、こういうお話があります。現在各学校で給食費の未納分のやりくりの方法ですけれども、運営協議会へ各学校から全部入っているわけですから、そうすると給食費の未納が790万円あるということは、各学校にはお金が入っていないんです、未納分。にもかかわらず、給食費は各学校から学校長の責任だと強くうたっているために、どんなことがあっても払わなければならないということで、運営協議会の会計は全額入っているんです。

そこで、前にも申し上げましたけれども、いま私の聞いていることを申し上げますと、やりくりとしては、1つには運営協議会に対する補助金の運用と。2つには、学校長の責任ということで、学校に責任を持たされているという関係で、一部学校長だとか教頭が個人で持っている、こういうお話もでございます。それから、3つには学校給食費の単価、小学生244円、中学生289円と、このようになっておりますが、この数字を本来であればきちっと集めればいいわけです、毎月。ところが、端数をつけて、年度末に整理するんでしょうけれども、概算でお金を集めると。そして、その端数でもって一部補てんをしているというお話も聞きます。

●議長中西勇夫君 内馬場議員、発言中ですが時間延長をお諮りしたいので、すみません。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

質問を続けてください。

●15番内馬場克康君　それで、運営協議会は結局上積みした端数でもって納めているという話も聞いてございます。さらには、PTA会費というのですか、こういうものにより補てんをしているというお話も聞いてございます。いずれにいたしましても、運営協議会の会計に対する各学校の納入する給食費について、このような実態があるとすれば、これは非常に大きな問題と、このように受けとめてございます。

学校給食は、学校教育の一環でありますから、教育委員会の事業であるだろうと、このように考えています。したがって、教育委員会として運営協議会に任せている関係からいって、教育委員会としては特に直接タッチしていませんから、全部運営協議会に預けているという部分でいったら、余り教育長も深刻でないようですけれども、非常に大変な問題でないかな。このような不適正な実態が続いているわけだから、本当に大きな問題でないかな、責任問題にまでかぶさってくるような問題でないかな、このように考えます。

したがいまして、前回も言っていますけれども、なぜこのような実態が起こり得たのかという要因についても説明をする必要があるだろうということで、前回も未納金の発生する原因についても調べる必要があると。調べた結果、どうしても給食費が払えない原因があって、払えないものがあるとするならば、

学校長の責任でこれを処理するのでなくて、会計上未納金であるとか、入らないものは入らないとして処理すべきものでございますし、運営協議会の会計が成り立たなくなるとするならば、これは滞納金について、やはりある部分でいったら公費による補てんというものを考えていかなければならないだろう。そしてまた、いまそういう形でもって運営協議会に入らないにもかかわらず、入るような形になっていますから、全体的に会計システムについても、やっぱりきちっと見直してやっていくべきでないかと。

これは、前回と同じような質問でございまして、前回教育長は、各学校における未納金に対する実態の把握と対応について、学校給食運営協議会と十分連携しながら検討していくことと同時に、給食費会計における適切な未納金の処理などについて対応改善を図るとお話がございました。結果として、前回質問時より未納金が300万円程度ふえております。努力をしたという言葉はありますけれども、結果として悪くなっているわけだから、努力をしたようには見受けられません。したがいまして、この点どのようにお考えになっているかお答えいただきたいと思います。

さらに、給食会計の問題は、美唄市だけでなく、私も聞くところによりますと、全国的にも給食会計の未納問題が大きいようです。そして、学校によっては悪質利用者に対しての裁判を起こすとかなんとかとやって徴収をやっているとか、いろんなことがありますけれども、転居をされてしまった児童等に対しては、もうこんなものはどういったって追跡はなかなか不可能な部分もございまして、

こういうお話を私は聞いてございますけれども、教育長も全国的にこういう問題になっているんだよというお話は聞いていませんか。この辺を聞いているとすれば、お伺いしたいと思います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君 内馬場議員の再々質問にお答えいたします。

初めに、「ゆ〜りん館」の売店業務は、株式会社ベル・カントから株式会社アンビックスに業務委託をしております、商品納入者とは商取引となりますので、手数料については商品納入者と相談の上、決めているものでございます。ただ、アンビックスとしては、あの売店をぜひ美唄のもので埋めたいという考え方は持っております。そういう関係で、米粉製品のことがいまご指摘ございましたけれども、市が商品開発して取り組んでいることから、基本的には商取引ですけれども、普及拡大を図る上で一定期間手数料を低くする扱いができるかどうか、株式会社ベル・カントと協議をしてみたいというふうに思っています。

次に、多くの皆さんに利用いただいておりますので、当然入湯税はふえてまいります。それで、負担金の増につきましては、施設所有者に支払う負担金は、平成16年度から3カ年は定額の契約になっていることから、この期間の増額及び減額の改定はできないものと考えております。

次に、産婦人科についてでございますけれども、一昨日、北大産婦人科医局長が来庁し、センター病院の医師数が4名であることから、当院の外来診療は火曜日と木曜日の週2日に

したいとのお話がありました。市といたしましては、かねてから週5日外来の確保を要請してきたところであり、受け入れできる内容ではなく、再度検討をお願いしたところでございます。

なお、産婦人科診療につきましては、市民が安心してお産や治療ができるよう、入院機能を含めた診療体制の確保が基本であるというふうに考えております。

次に、医師の確保についてでございますけれども、当院に勤務されている医師の皆さんは、患者さんの信頼も厚く、市民の健康保持に大きく貢献をいただいております、本市の医療を守るためにも、ぜひ長く勤務いただけるよう、十分な対応をしてまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 内馬場議員の再々質問にお答えいたします。

給食費会計についてであります、ご指摘のありました各学校における未納金の対応や処理につきましては、給食費が私会計とはいいながらも、不適切な処理がないように留意し、指導していかなければならないものと、このように考えております。今後とも各学校が徴収する保護者の給食費につきましては、金融機関への振り込みによる徴収の徹底だとか、経済的に困難な世帯に対する就学援助制度の活用、あるいは臨時徴収員の通年雇用及び学校管理職等による訪問徴収を図るなど、新たな未納金を生じないように、運営協議会と教育委員会とが十分連携をとりながら、適切な未納金の処理などについて、さらに徹底を図ってまいりたいと、このように考えてお

ります。

また、この問題につきましては、全国的な問題ともなっておりまして、学校やら自治体がそれぞれ法的手段に踏み切ったとか、そういったことについては私ども承知しておりますけれども、いずれにいたしましても給食費は直接的な受益者負担であることを未納されている保護者の方に理解を深めていただくことが最も重要なことであると、このように考えております。

しかし、最終的に居所不明となるなどの例も発生する場合もございますので、このような場合の処理について、具体的な対応を運営協議会とさらに検討していかなければならないと、このように考えているところでございます。

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこれをもって延会いたします。

午後４時０２分 延会

